

第4回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年4月21日（水）午後1時30分～午後5時07分

場 所 法務省20階会議室

午後1時30分 開会

1. 出席者自己紹介

○事務局 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

会議に入ります前に、本年4月の春の定期人事異動によりまして、矯正局に異動となり、今回の会議から新しく出席しております矯正局幹部職員を御紹介いたします。

まず、横尾官房参事官です。

○官房参事官 官房参事官の横尾と申します。よろしくお願いいたします。今春の異動で、福岡矯正管区のほうから異動してまいりました。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、林谷局付検事でございます。

○局付検事 局付検事の林谷でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上でございます。

それでは、岩井座長、よろしくお願いいたします。

2. 配布資料説明

○岩井座長 それでは、時間になりましたので、第4回少年矯正を考える有識者会議を開催します。初めに、事務局から本日の配付資料について説明があります。

○事務局 席上に配布資料をお配りしておりますので、御確認ください。なお、不足等ございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

配付資料につきましては以上でございます。

3. パートナー自己紹介

○岩井座長 まず、本日は会議を進めるにあたり、議論のパートナーとして、小田原少年院の門脇院長、榛名女子学園の金子園長に同席いただいております。お二人には議論の中でこれま

での施設勤務の御経験や御見識を踏まえて、少年院実務や現場の運用状況などについて、必要に応じてその都度、御説明いただきたいと思いますと考えております。

初めにお二人から簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○門脇院長 今、御紹介にあずかりました小田原少年院の門脇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は昭和48年に静岡少年院、今は駿府学園という短期施設になっておりますけれども、その静岡少年院に拝命いたしまして、37年ちょっと、電車の中で勘定してみましたら、13施設の勤務をさせていただきました。そして、37年で、もう38年目に入っております、今年度でめでたく満期退院になります。

この13施設、37年の中で勤務をさせていただきましたけれども、いろいろな施設で子どもたち、あるいは先生方といろいろな出会いがありまして、それが自分の今、宝物になっている、そんなふうに思っております。

仕事では、ちょうど平成13年だったと思いますが、検察官送致の年齢が引き下げられ、初めて刑務所の勤務になりましたけれども、川越少年刑務所でその少年受刑者の処遇の立ち上げにかかわらせていただきました。また、非常に幸せ者だと思うんですが、平成18年には、監獄法改正で、今度は改善指導というのは皆さんご存じのところだと思いますけれども、その改善指導の仕事にかかわらせていただいた。私にとって、非常に法務教官としても矯正人としても非常に勉強になった次第であります。

今日は、先生方の御質問であるとか、いろいろなことに的確に御説明やらお話ができるかどうか、甚だ自信はございませんけれども、私も勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○金子園長 榛名女子学園の金子と申します。よろしくお願いします。

私は昭和56年に愛光女子学園に採用されました。大学では知的障害児の教育を専攻してきました。そういった専攻と、あと子どもを育てていたということもあって、愛光女子学園や関東医療少年院など、東京近郊施設での勤務が多く、神奈川医療少年院にも勤務しました。愛光女子学園には3回勤務しています。医療少年院とか、女子少年院とか、そういった個別な必要性に配慮した処遇ということを経験するを得ないという施設の勤務経験は比較的豊富だと思っています。

今、門脇院長がおっしゃったように、川越少年刑務所で法律改正の年に当たって、門脇先生の部下として現場の取りまとめをやらせていただき非常に勉強になりましたし、少年受刑者の

処遇に直接かかわることもできて、少年の処遇ということを幅広く考えることができたと思っています。

25年ぶりにこの春、榛名女子学園に戻ってきて、子どもたちの体格がとてもきゃしゃになっているなということと、精神的にも本当に線が細くなっているということで、これからどうしようかなと思っているところです。なお、前任は仙台にあります青葉女子学園です。

以上です。

4. 矯正局による報告（少年院における矯正教育のあゆみ）

○岩井座長 ありがとうございます。

本日は少年院における矯正教育及び処遇体制のあり方について議論を行いたいと思います。議論に先立ちまして、矯正局から少年院における矯正教育のあゆみ、その歴史の概略について御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○少年矯正課長 少年矯正課長の重松でございます。

お手元に少年院のあゆみというペーパーを御用意しましたので、御覧下さい。

この資料は戦後の少年院の動向に関連しまして、主として制度面に係る事項を時系列的にメモしてみたものでございます。当然のことながら、多元的かつ複合的な内容を短時間で御説明するというのはなかなか難しいものがございます。したがって、御説明には私の主観が含まれているということを御了解いただきたいと思います。

また、各委員に事前にお配りをしております基本法令や私どもの先輩等が記した資料に具体的な内容の多くが触れられておりますので、かいつまんで御説明いたします。

さて、現在の少年院の前身である矯正院につきましては、大正12年に旧少年法、矯正院法が施行され誕生いたしました。これにより、東京に多摩少年院、大阪に浪速少年院が設置されたところでございます。昭和23年までの間に、最終的には20庁設置されたと聞いております。ちなみに多摩少年院におきましては、同年の7月15日に開院式を迎えておりますけれども、1か月半後の9月1日には関東大震災に遭遇して、大きな被害を受けるという、誠に厳しい船出をしております。

戦後になりまして、新少年法と矯正院法を改正しました新少年院法に基づきまして、昭和24年に現行の少年院がスタートしております。新少年院法に盛り込まれた主要な点は、例えば

収容して矯正教育を行うという基本理念を目的に掲げたこと、少年院に4つの種別を設け、年齢、性別、犯罪的傾向の程度、あるいは心身の状況に応じまして、分類処遇の原則を示したこと、学齢少年に対し、普通教育を保障したこと、段階処遇を導入したこと、少年鑑別所の制度が盛り込まれたことなどが挙げられようかと思います。

この時代の少年院は、少年法適用年齢が18歳から20歳に引き上げられたこと、あるいは戦後の非行の激増等の要因によりまして、備考欄に記しました収容人員からおわりのとおり、過剰収容の状況になりました。当時の少年院は老朽施設が多く、職員も経験不足でありまして、急増かつ悪質化した少年の処遇に対応できず、逃走、騒じょう等の事故が相次いだと聞いております。昭和20年代を通しまして、少年院は苦難の時代を過ごしたと言えようかと思っています。

このような状況も、昭和30年代に入るところから、施設の改築、新営が着手されるとともに、少年鑑別所と強く連携をしつつ、いわば処遇の科学化、個別化、類型化への取り組みが少しずつ進められてまいりました。

このような動きの萌芽としまして、昭和25年ごろにいくつかの少年院が指定されまして、学校教育法における普通教育や職業技能に関する教育について、指導内容標準化のための実験的研究が行われています。また、同年には、矯正保護研修所が設置されまして、職員研修の充実化の端緒があらわれているところでございます。

昭和37年ごろには、いわゆる少年院特殊化構想試案というものが打ち出されております。この構想試案は、対象者を資質や処遇上の必要性から9つの類型に分けて、その類型ごとに収容する施設を定め、対応した処遇を行い、施設処遇の特色化を図ろうというものでございました。

次いで、昭和40年代の後半に入りまして、この構想試案を発展させた形で教育訓練要領案というものが発案をされました。この要領案も対象者の非行性、資質、環境面の特性や問題点、処遇上の必要性等に対応する9つの処遇類型を設定しまして、その教育内容、方法の標準化、充実化を図ろうとするものでございました。

これらの試みは、対象者や処遇を類型化して、対象者の個別的必要性に対応しようというものでございますけれども、一部を除きまして条件が整わず、必ずしも定着したとは言いがたいものでありますが、次の時代に向けての理念的基礎を形成したものと考えられるところでございます。

一方、本日のテーマの一つでもあります生活指導につきましては、昭和33年に矯正局長通

知「少年院における生活指導の充実について」が発出されております。この時期は学校教育に道徳が導入されたころでもあります。これをもって、初めて少年院における生活指導の基本的考え方や教育のプロセスに応じた指導内容、方法等についての指針が示されたところがございます。内容的には当時盛んであったいわゆるガイダンス理論の考え方が強く感じられますけれども、これ以来、少年院の矯正教育における生活指導は集団指導の在り方を始めとして、様々な形で矯正教育の中核として発展をしていくことになります。

ちなみに、処遇の科学化に寄与する流れとしましては、昭和39年に現在の矯正教育学会の前身であります矯正教育研究会が発足しております。そしてまた翌年の昭和40年には、保護分野と併せまして人間科学的な素養を持った幹部の確保等のため、矯正保護上級職員採用試験、現在の国家一種の人間科学Ⅱの区分でございますけれども、開始されております。

このような動きを経まして、現在の少年院における処遇体制の基礎が形づくられたのが、昭和52年のいわゆる少年院運営改善でございます。この背景には、備考欄の収容人員の数字でもおわかりのように、収容少年の激減、その時代の少年非行や在院少年の質的变化等への対応、あるいは少年法改正論議が昭和40年代になされましたけれども、これによって処遇の多様化が強く求められたこと、そのような背景があったと聞いております。

その主たる内容について申し上げますと、基本方針として4つが掲げられております。第1番目として、施設内処遇と施設外処遇の有機的な一体化、2番目として処遇の個別化と収容期間の弾力化、3番目として施設の特色化、4番目として関係機関、地域社会との連絡・協調が掲げられております。また、短期処遇と長期処遇が設けられたのもこの時期でございます。短期処遇に一般短期処遇と交通短期処遇が、長期処遇に生活指導課程、職業訓練課程、教科教育課程、特殊教育課程、そして医療措置課程という処遇課程が、言い換えれば処遇コースが設置されました。

とりわけ、収容期間弾力化の目玉として、短期処遇の充実に力が注がれました。ちなみに、短期処遇につきましては、当時の交通事犯少年の急増を背景としまして、昭和43年に松山少年院に交通短期処遇が設置されたのを皮切りに、幾つかの施設においては交通短期処遇が既に実施されていたという時代背景もございます。さらに、この処遇課程ごとの処遇内容をコンパクトに一覧表にまとめた基本的処遇計画というのもこの時期に作られました。そして、在院者個人にわたる教育計画としての個別的処遇計画も作成することになりました。また、収容期間の上限、その延長手続、あるいは移送の手続等、重要な制度がこの時期に作られております。

これに続き、昭和55年には教育課程の編成とその運用の基準が定められました。教育課程

の定義を、在院者の特性及び教育上の必要性に応じた教育内容を総合的に組織した標準的な教育計画とし、その指導領域を、中核としての生活指導を始めとして、職業補導、教科教育、保健・体育、そして特別活動の5領域に分けまして、処遇課程ごとの教育内容や、指導の指針等が示されました。これを定めた矯正局長通達は、その後更なる充実を図るために、平成8年に全面的に改正をしております。ここでは教育課程の編成、実施、評価という管理のサイクルが明確にされまして、年ごとに指導内容、方法等のいわばバージョンアップを図る、そういう仕組みが導入されております。昭和55年には同様に成績評価の基準についても定められました。

なお、昭和63年には職員に専門官制が導入され、その翌年の平成元年には法務教官採用試験が開始されております。この後の平成における少年院のあゆみについては、便宜上、3に分けて御説明をいたします。1番目は処遇コースに関連した変遷、2番目に少年法等の一部改正に関連した変遷、3番目にその他教育内容や処遇に関連した変遷に分けて御説明をしたいと思います。

まず、処遇コースに関連した事項につきましては、平成3年に短期処遇の改編が、平成5年に長期処遇の改編がされております。短期処遇の改編につきましては、先ほど申し上げました交通短期処遇を発展的に改編しまして、特修短期処遇が開始されるとともに、一般短期処遇に3つの処遇課程が設置されたところでございます。また、平成5年の長期処遇の改編につきましては、いわゆる外国人の対象少年の課程を含む生活訓練課程の細分、いわゆるG2と我々と呼んでおりますけれども、これが設置されるとともに、無職少年の増加等に対応するため、職業能力開発課程という課程が設置されております。その後、平成9年には長期処遇の生活訓練課程について、G3という細分が新しく設置されました。この課程では、いわゆる神戸連続児童殺傷事件を始めとする重大事案少年への対応のため、先ほど運営改善通達のところで申し上げましたけれども、行政上の収容期間の上限である2年を超える教育予定期間を最初から設定することが可能とされました。

平成19年には、教科教育課程に、E3という細分が新しく設置されました。これは少年法の一部改正によりまして、少年院収容の下限年齢が14歳からおおむね12歳に引き下げられたことに伴う措置で、いわゆる小学生を収容するためのものでございました。さらに、同年には一般短期処遇の再編が行われております。これは処遇課程ごとの収容状況、一般短期処遇の収容が減少したという状況にかんがみまして、短期処遇の処遇課程について集約化を行うとともに、生活指導の内容・方法の充実を図ったものでございます。

次に、少年法等の一部改正に関連した事項について申し上げますと、まず平成13年には刑

事処分可能年齢が16歳から14歳に引き下げられたことによりまして、これに対応して16歳未満の少年受刑者について少年院での収容と矯正教育を可能とする一部改正がなされております。これまで、実際の対象者はございません。平成19年には先ほどの処遇課程の細分E3の新設のところで御説明しましたとおり、少年院収容の下限年齢の引き下げ、あるいは保護者に対する措置、処遇の個別化理念を明文化するという等の改正が実施されております。

最後に、教育内容や在院者の処遇等に関連した事項について申し上げます。まず、被害者の視点を取り入れた教育の充実でございます。平成16年の欄を御覧下さい。この教育につきましては、それ以前からしよく罪指導などの形をとって、各庁で実施されていたところでございますけれども、平成16年に矯正局に被害者の視点を取り入れた教育研究会を立ち上げ、被害者支援団体等を含む有識者を招いて、その在り方等について検討いただくなどして、充実を図ってまいりました。被害者関連施策といたしましては、平成19年にそれまで成人のみに適用されていた被害者等通知制度が少年にも導入されまして、少年院における当該在院者の処遇状況等に関する通知が開始されました。

次に、いわゆる就労支援と就学支援の充実について申し上げます。平成18年の欄でございます。就労支援につきましては、厚生労働省のほか、当省保護局と連携の上、少年院、ハローワーク、そして保護観察所が連携しまして、在院中から就労先を確保するための手続等を進めることができるようになったところです。また、就学支援につきましては、平成19年の欄でございますけれども、文部科学省との連携により、高等学校卒業程度認定試験の少年院での受験が可能となり、年2回希望者に対し受験の機会を提供しております。

最後に、在院者による不服申立制度についてでございます。いわゆる院長への申立制度が平成19年に創設されていたところではありますが、このたびの広島少年院不適正処遇事案に照らしましても、その運用と効果に若干不十分な点が認められたということで、昨年9月に、法務大臣訓令による在院者の法務大臣に対する苦情の申し出制度の運用が開始されました。これによりまして在院者は従来どおり院長に対し申し立てを行うことができる一方、法務大臣に対しても苦情を申し出ることが可能になったところでございます。

以上、簡単に御説明いたしました。

5. 意見交換（少年院における矯正教育の在り方について）

○岩井座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に御意見などもおありでしょうが、時間の関係もございますので、これからの議論の中でお話いただければと思います。

それでは、最初に少年院における矯正教育の在り方を考えていくための出発点として、矯正教育の目的として何を重視すべきなのか、また目的を達成するための教育内容、方法として何を重視すべきなのか、委員の皆様方が現在どのようなお考えをお持ちなのか御意見をお伺いしたいと思います。大変大きなテーマではございますけれども、今後の議論へつなげていくための出発点だと思いますので、よろしくお願いいたします。

御意見ございますでしょうか。

○毛利委員 僕ばかりしゃべって申し訳ないといつも思っておりますけれども、これを話し合うにあたって、一番大きな問題というのが少年院に出入りをしていると、必ず自然に法務教官と少年の間に上下関係が存在しています。少年が思うようにいかないといわれます。そういうものが積み重なって少年院の生活があるんですけれども、そのときに法務教官が少年が自分たちになつく、服従することが良いことだということが、広島少年院の事件の中には大きく背景として含まれているわけです。少年の自立よりも自分たちが世話をしている大人に少年が従順であるのが善なのだという観念が大きくそこにあります。

そして、その法務教官が少年たちを社会に帰すために一生懸命教育している、若しくは教育しているつもりなんですけれども、このときに法務教官と少年が何に向かって服従して、いい社会人になろうとしているのかという問題があって、戦前だと端的に言うと国体だったわけですよね。国体というのがあって、天皇陛下がいて、そしてそこにひれ伏していくというのが基本的に刷り込まれていたわけですけれども、今の少年院の中で法務教官の心の中にそういうものが切り分けられてきちんとあるのかな、何のために少年はおとなしい人にならなければいけなくて、何のために生きなくてはいけないのかということをちゃんと把握して教育が行われているのかというのが、すごく大きいんですけれども、そういったものがあるのかという気がするんです。

例えば、ありそうなものとして日本国憲法があって、国家があって、端的に言えば法務省という組織が自分が働いている中にあって、もっと小さく言うと、少年院もしくは院長という権威、自分の上司がいる。そのなかで、一体法務教官は何をよりどころにして、少年との上下関係をつくっているのか。もしかして法務教官の考えている「上下」の「上」とは、もしかして空虚なものなのではないか。そのあたりを最初に話したらどうかなと思ったんですが、どうで

しょうか。難しいですか、この話は。

門脇さんにぜひ聞いてみたいんです。

○門脇院長 今、先生がおっしゃった服従というのは、これは力の関係ですよ。力関係がある限り、施設の教育的風土というのは生まれません。子どもたちもこういう関係を法務教官が心の中に持っている、いつもくすぶっていますから、それはいつかどこかで破裂するんです。それはどこに行くかという、例えば新採用の職員のところ逆らってみるとか、そういうところに問題が出るんです。今、こういう服従関係を重要視するとか、そんなふうに考えている教官というのは、少なくとも私が知っている限りではいません。少年とそういう関係性がありますと子どもはただ形を真似するだけで絶対変わりません。

特に、平成元年から問題意識の高い法務教官採用試験ができて、非行少年の教育に対して非常にモチベーションの高い人たちが、問題意識の高い人たちが入ってきていまして、職員に服従させるというような感性はないと思います。

○毛利委員 そうすると、広島的事案はもう大暴走ということですか。

○門脇院長 大暴走というか、私は信じられませんでした。あり得ないですよ。ですから、あれを職員研修ということでやりますよね。施設で。私も勤務した少年院等でやりましたけれども、みんな職員がびっくりします。あり得ないと。

○毛利委員 あり得ないことがどうして起こったのでしょうか。

○門脇院長 いや、それはいろいろ問題があると思いますけれども、やっぱりそういう服従の関係ということが何らかの要因で一つの体制となってしまうたんでしょう。その服従の関係が生まれるのは、例えば少年が暴れる、暴れてどうにもおさまらないと。こういうときというのは、やっぱり力対力の関係というのは出てくると思います。そうでないと、職員が今度はやられてしまいますから。ですから、そういうような状況になってきた、あるいはそういう状況というものが施設の中にあつたのではないのでしょうか。詳しくわかりませんが。そういう風土の中で、やっぱり少しずつ職員の中に、例えばなめられたらだめだとか、そういう意識がされていくような、そういうことがあつたのではないかなというふうに思います。

○毛利委員 そのなめられたらだめだというのが、法務教官が働いていくうちに、慢性的に、否応なく心の中に溜まっていく癖としてあるのではないのでしょうか。そして、それを取り除く科学的な方法がシステム化していないので、環境が非常に悪くなったときに、法務教官の中にそういうものが出てくる。これがもともとないものだと考えるのか、もともとあるものだと考えるかで、この議論が相当大きく方向が変わってしまうんだと思うんですが。

○金子園長 男の子の場合は、特に力に敏感で、男の子同士の中でも序列というのは常に気にしていて、それは避けて通ることができない問題だと思います。少年刑務所の若い受刑者が部屋の中でやはり序列をつくって生活していて、それがないようにといくら心を砕いても決して消せるものではないです。それは人間が社会的な動物である以上、仕方がないというか、本質的に持っているものだと思います。

ただ、広島少年院の事件の場合には、荒れた少年院の中でとてもカリスマ的な指導者がやって、本当にずっと治まった。そしてきちんと話を聞いてくれる子どもたちが目の前に出たときに、人間って権力を持つとおかしくなってしまうですね。間違ってしまう。だから間違ってしまったんだと思うんです。少年院である程度序列があって、これは社会で先輩の話をきちんと最後まで聞くとか、上司の指示を聞く、お客様に丁寧に説明する。そういった人間関係を結ぶときには、落ちついたことをしなければならないし、自己統制は必要ですから、そういう意味で教官が先輩としてきちんと指導する、しつけるということはしなくてはいけないことだと思います。

それと、何となく権力を持って自由に操ることの快感みたいなことを、多分間違えてしまったんだろうなと思います。広島がどういう事態になっていたか分かりませんが、とても苦しいときに、ああこれはいけると思ったのではないのでしょうか、とその辺については、いつも暴走の危険をはらんでいると思っています。特に男子の施設はそういう危険がある。女子の場合は、担任が「自分の子」って抱え込んでしまって、職員が倒れてしまうというそういう危険がいつもあるというふうに思っていて、それはやはり誰かが見て、きちんと交通整理してあげなければいけない問題だと思います。

○門脇院長 先ほどの先生のお話ですけれども、そういうストレスがかかる状態というのは、少年院の中にあると思います。それはやっぱり子どもが全部処遇に乗ってくるわけではありませんから。ですから、指導をしても言うことをきかない子どももいます。一番大事なことは少年院で子どもたちが自分自身はもう非行を二度としないんだとの気持ちにさせることだと思うんです。それが一番大事なことですけれども、そのために、いろいろなかわりをするわけですが、そのときにやはり少年がすべて、「はい。」と言って言うことをきくということはありませんし、そういう意味では常にストレスがかかるような状態ではあると思います。ただ、大切なことはそういう問題を私たちはどこの施設もそうですけれども、個人の問題にしないということです。これはあとでまたお話をしたいと思っていたんですけれども、これは組織としてかわる、そのためにもう先生も良くご存じのところだと思いますが、少年院の場合は、毎

子どもたちの行動観察とかいろいろなものやって、職員朝礼というものもやっているんです。したがって、院長はじめその施設にいる職員全員が子どもの情報、少年たちの情報を知っているということです。その情報に対して適切な対応を組織として行っていけば、そういう間違いはなかったというふうに思っています。

○岩井座長　ここで、皆さんからいろいろどういうことを目標とすべきか、矯正教育の目的は何かということについて御意見を伺いたいと思いますが、本日、御都合により御欠席の津富委員が御意見を文書で出されておまして、津富委員は、健全育成と再非行防止というものが矯正教育の目的だけれども、まず健全育成が手段として先にあるもので、そして矯正教育の目的は社会復帰の支援なんだ、ということを掲げておられますけれども、そういった点で矯正教育の目標とするべき点はどういうふうに皆さんお考えになっているのか、御意見をいただければと思います。

○石附委員　私はやはり少年院への収容を調査官として考えるときに、一番大切にすることは、年少少年であろうが、年長少年であろうが、後見的機能を誰が果たしてもらえるかということが、私の考えの中では一番大切なことになっています。その後見的機能を社会内で果たすことができないんだったら、まずは施設に入って、その中からその後見的機能が活かされるような関係を築いて、そこから自立ということを考えてほしいと思っておりました。

そして、教育処遇につきましては、すべてがもちろん健全育成ということなんですけれども、初期の、あるいは年少少年の場合と年長少年の場合では、目的とか期待するものが多分違うんじゃないかと思います。累犯少年の場合と年少少年であっても非常に非行性が危ぶまれる場合とで、やっぱり少年の処遇について期待することは違うと思いますし、その中で個別処遇ということが一番期待されるのは、年少少年の場合ではないか。年少少年は早期に、問題が出ておりますけれども、そういうようなのはもちろん個別処遇ということになると思います。

それから規範意識の涵養ということが言われますけれども、集団で涵養できるわけでもないし、個別で涵養できるわけでもないし、その辺は専門の現場の先生方がしていただくことではあると思うんですけれども、その中でやっぱりどうしても操作的な教育というんですかね。少年院の矯正教育は、操作的教育の一面があるということが気になります。

だから矯正するために、このような教育をして、こういうふうに向かわせる。今、毛利先生がおっしゃっていたことに通じるかもしれないと思うんですけれども、操作によって子どもが動くというふうにお考えになってはいないんだと思うんですけれども、結果的に現場でなさっていることには操作的要因が強いと思います。非行少年というのは操作されて、そこまで至っ

てしまった。社会的にも、教育現場でも、操作の中で非常に苦しんできたと思われしますので、少年院の矯正教育が操作的な教育だというふうに感じられないような、内発的なものが引き出せるような教育というのを、特に年少少年の場合は期待しております。

それとともに、関係性ということですね。先ほどもお話がございましたけれども、担当教官との信頼関係をしっかり築くことが社会内で関係を築けなかったことを保障してあげるのではないかと、一つの意味として少年の処遇に期待して考えることがございました。

○岩井座長 ありがとうございます。

ではご順によろしいですか。市川委員お願いいたします。

○市川委員 私が一番少年院のことが良く分かっていないのかもしれませんが。逆に現状の少年院のことを特に考えないで発言したいと思っております。少年院は社会から孤立して存在しているはずはないんであって、院生は社会の中に戻っていかねばいけないわけですから、やっぱり社会の一部だと思います。

私が思ったのは、世の中変わってきているということを第一に考えていくべきだと思います。別に少年院の中だけではなくて、教育の現場でも、福祉の現場でも、精神科の場面でも力による支配は一時的には快いものなんです。いうことをききますから。しかし、私は職員に対し、「それは麻薬の使用と同じだからやめてくれ」と言っています。それに浸ってしまうと、自分が進歩しようと思わなくなってしまう。楽ですから。それは子どもの信頼を得ていないんです。子どもは直感的にいろいろ見ているから、「自分が大人になったときのモデルになる人間か否か」ということで判断していると思います。信頼を勝ち取らない限り、力で支配してもそれはあくまでも一時的なものであろうと思います。

一つの規範を持っていて、それに何とか合わせていこうという発想は、時代の変化に合わなくなってきたらと思っています。

一つの例として、教育では明治から今までいかに社会に役立つ、日本の発展に役立つ人間をつくらうとしてきたんだと思います。一種の教育革命だと思いますが、特別支援教育という概念を入れて、逆に一人一人の個を育てなければいけないという方向に変わってきています。

教育だけではなく、医療とか福祉でも同じ方向にかじを切りつつありますから、矯正教育も、そういうような方向にかじを変えていかねばいけない時代になってきていると思います。そういう時代になりつつあるということを踏まえて、生活指導等を行っていくことが重要だと思います。

私は子どもの表面的なエネルギーは低下してきていると思っています。エネルギーがなくな

っているのではなくて、エネルギーを出しにくくなっていると推測しています。何かのきっかけで爆発するんですが、それまでは出せないでいる子どもが非常に増えてきていると思います。

精神疾患でも、例えば統合失調症は随分減ってきております。自閉症でも典型的な症状を持つ方は減ってきており症状のはっきりしない子どもが増えてきています。集団化していろいろな問題を起こす方は減ってきて、集団もつukれない人たちが中心になってきていると思っています。そういう方々にどう対応していくかを考えなければいけないと思っております。

○岩井座長 影山委員、よろしいですか。

○影山委員 少年院における矯正教育の目的が、一言で言えば健全育成であり、再非行防止であり、そしてそれが社会復帰につながってきたりというふうなことに對しては、特段のもちろん異論はございません。ただ、その矯正教育の目的を考えると、常に忘れてはいけないかなと思っているのは、あくまでもまず、どんな子どもであっても、非行を犯した子どもであっても、子どもにまず権利がある。健全に成長していく成長発達権があるというふうなこと、これは子どもの権利条約を引くまでもなく、そういうものがまずあるんだということを子どもにかかわる専門家たちは常に落としてはいけなくて、そして例えば少年院を設置するのは国だと思えますけれども、国家はそういう少年の健全育成、成長発達していく権利に対して、後見的にしっかりとサポートする義務が国家にはあるはずで、その義務を果たす一つ的手段として、矯正教育があるのではないかというふうな観点は、私たちは常に心の片隅に常に持って、忘れてはいけないのではないかなと思っています。

いろいろな生活指導であるとか、職業補導、あるいは教科教育等々ございますけれども、ぜひ少年院の中に人権教育というか、一人一人の例えば自分の存在の大事さ、自分を大切に、自分は生きていいんだというふうなこと、そういったことをしっかりと本人に納得、確信をさせるような様々な手法、そしてそこから他人も同じように大切なものをみんな持っているんだというふうなことを、納得していくような様々な手法というものを、少年院の矯正教育の中でしっかりと意識的に取り上げていただきたいと思いますと思っております。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

それでは、川崎委員お願いいたします。

○川崎委員 少年院が社会から負託を受けているのは、再非行の防止であると思えますけれども、再非行を防止するために、つまり健全な社会人としてもう一回やり直す意欲というのでしょうか、あるいはやり直せるのだという自信というか確信というか、そういうものを持たせることが前提として必要になると思います。そのためには、自分を信じるとか、自分を受け入れ

るとか、あるいは他人を信頼するとか、他人を受け入れるとか、そういうものが必要で、それがこの間ヒアリングの中でも随分出てきていたと思います。担任の教官との関係の中で、今までなかった大人に対する信頼を持つことができたとか、少年院の中でいろいろなことをやりながら、自分もやれるのではないかなというような気持ちを持ったとか、ということだろうと思うので、今の少年院の矯正教育は、やはりそこを、特に個別指導の中では、個別指導だけではないかもしれませんが、教科教育であれ、職業訓練であれ、単に資格をとらせるということではなくて、そういう勉強をさせることを通じて自信を回復させるとか、認められる体験というのを持たせるということに大きな目標を持って実施していると思います。

それから影山先生が言われた人権教育というのも、人権教育の時間としてやるよりは、そういう日常の少年院の中での人間関係やいろいろな行事の中で、そういうものを念頭において行うほうがいいのではないかなと思いました。

一方で、そういう教育がうまくできるためには、少年院の集団が安定していないといけなくて、いわゆる更生的な風土がないといけないということで、それを作るためにどうするかというのが教官のもう一つの役割であり、悩みであり、ある意味で時に権力を持って立ち回らなければいけないという、その二面性みたいなものがあるのだろうと思います。それがその集団の状況によってうまくいかなかったり、あるいは優秀な教官であっても、教官自身に生い立ちや家庭事情などで問題を抱えていることがあって、権力を持つとそれにのめり込んでしまうような人も中にはいないわけではなくて、そういう人が問題を起こすということは時にはあると思うんです。

ただ、今回の広島少年院の事案の場合は、一時期に多数の問題があったわけで、たまたまそういう人が揃っていたとも考えにくいので、やはりその前提に荒れた時代というのがあって、そこでいろいろな手法をとったことの、悪しき経験みたいなものが蓄積されたのかなとも思います。

ですから、少年院ではやはり更生的風土をつくることは大切であり、それをつくるための技術みたいなものも高めていかなければいけないだろうと思います。

○岩井座長　ありがとうございました。

それでは、徳地委員お願いします。

○徳地委員　少年院の目的というのは、少年法を受けての矯正教育であり、また保護処分として送致された少年に対して、社会不適応の原因を取り除くということと、また健全育成を図ることを目的とした矯正教育を行う施設ということと、私は考えております。

それで彼らが非行を犯す背景というのは、昔と今と変わらないような感じがするんです。具体的にはどういふようなことがあるかと言いますと、多くの問題を抱えた家庭、それからもちろん保護者です。また、不適切な養育、これは特に最近大きな声で騒がれています虐待、それから放任等、さらに親の不仲や葛藤が続く緊張のある家庭、いわゆる家庭に安心感が全然ないというようなことが、私は一つの少年非行の原因、若しくはその背景ではないかとずっと思っております。

それで少年院も児童自立支援施設も、起床から就寝まで規則正しい日課に基づいた生活、これを通して入院から退院までということで、これは私がいた児童自立支援施設も同じことをやっているかと思うんですが、集団的な処遇が基本でありまして、それからまた個別的な少年の個別的なニーズに配慮した取り組みが私は必要ではないかと思っております。

それから、職員としての姿勢なんですが、これは指導内容等をおかんがみまして、私自身もやっぱり厳しい指導とそのバランスが必要ではないかと思っております。具体的にはどういふようなことかと言いますと、良いところはやっぱりほめて、いけないことに関しては厳しく論ずということで共感と受容とあとは指示、禁止、こういうめり張りのあるバランス、この辺が必要ではないかと思っております。

ですから、理由にかかわらず、非行や他人に対して迷惑を掛ける行為に関してはやっぱり容認してはいけないということかと思えます。また、そういうようなことに対してやっぱり毅然とした姿勢も必要ではないかと思っております。具体的には、自己または他人に対して、生命にかかわるようなことをしたこととか、それからまた他人の人格の尊厳を傷つけるような、そういうようなことに対して、やはり厳しい指導、それから施設内での非行、こういうようなことに対して、絶対にやめさせるという基本的な姿勢を持って臨むことだと思っています。そして、このようなことに対し、やはり十分な説明と納得といいましょうか、インフォームドコンセントをやっぱりしたと思いますし、基本となるのは今までずっと出ておりますように、基本的な信頼関係をいかに構築するかということに尽きるのではないかと私自身は思っております。

○岩井座長　ありがとうございました。

廣瀬委員お願いします。

○廣瀬委員　私は裁判官として随分少年院に送り込んだ立場ですけれども、まず、送る側としてどういふことを考えていたかというところ、結局、非行少年たちは自分では立ち直れず、親も面倒を見切れない。そこで、国が面倒を見ると、こういうことです。極めて簡単に言いますと。もともと、少年たちは十数年も生きてきて問題点が蓄積しているわけですから、少年院の1年

や2年でそんな簡単に直るはずはない。しかし、最低限できることはして、できるだけ立ち直ってもらおう、再非行を防止してその社会復帰をきちんとしてもらうということを期待しています。同時にしょく罪、今まで話が出ていないから言いますが、被害者があって、重大な結果を起こした少年の場合にはきちんとその罪を償うということも必要でありまとめられます。悪いことをした、本当に悔い改めなければいけない、償わなければいけないという意識をきちんと持たせる、あるいはそういう償いの基本的な姿勢を持たせる、そういうことも非常に大事ではないかと思います。

ただ、今申し上げたように、十何年かけてできてきたいろいろな問題を、1年や2年、あるいは最近4、5年までやっているかもしれませんが、直せるかという、根本的には非常に難しいだろうと思います。期間の問題も人手の問題もあるので、理想論はいろいろ言えますけれども、できることをやっていくしかないだろうと思います。

そこで最低限、何をやるべきなのかというと、やっぱり前回のヒアリングでもそうですけれども、まず本人自身がこのままではいけない、こういうところが悪かったの、こう直してここを改めてやり直していこうというやる気を起こさせる、意識改革しないと、これはどうしようもない。そのための働きかけは絶対しなければいけないわけです。その前提として、例えば大人を信用する、その信頼関係が必要になる場合もある、自分に自信を持つということ、それから他人のことを思いやることができるようになるということもあるでしょう。しかし、同時にその意識を改革しただけでできるか、審判でも良く言うのですが、審判に出て反省しているように見える子はいます。けれども、君の気持ちが変わったのはわかるけれども、では、明日からできるんですか、ということです。実際にやる気になったからといって、何も訓練されていない、身に付いていない人が社会に出てやれるかという、それは実際にはできないわけです。

ですから、学校や社会に適応できる、同年齢の子どもと同じだけの知識、経験、生活習慣、感情のコントロール、そういったものを身に付けなければ、やっぱり社会復帰してうまくいかないわけです。そういうものを身に付けさせる必要がある。もちろん全部は無理であっても、その中核になる重要なところだけでもきちんと身に付けてもらうようにしていく。大きく言えば、その2つをやらなくてはいけないのだろうと思います。

そのためには、もちろん内発的、自発的にやるのが一番身に付くのは間違いないです。けれども、そういう身に付け方も知らない、学び方も知らないという人が多いわけですから、そこは外枠からきちんと訓練をして、一定の強制もかけながら訓練をして、身に付くまで、生活に

しても何にしても習慣化させながら身に付けさせる。つまり、少年院に来る子たちは、普通の家庭や学校の中で、当然身に付いているようなことが身に付いていない。それを短期間で圧縮して身に付けさせようとするわけですから、相当強力な強制的な訓練というものは絶対必要だろうと思います。

ご指摘のように、詰めこんだり、枠にはめたりしてはいけないということも分からなくてはなりません。しかし、少年たちが立ち直っていくために必要な知識、生活習慣、感情のコントロール、対人的なスキルなど、これらを最低限身に付けさせてやりたいということを考えると、やっぱり外在的にある程度強力で働きかける、教育訓練するということも当然必要だと思います。

そういういろいろな処遇をやっていくには当然前提としての規律といいますか、さっき更生の風土というお話がありましたけれども、これは学校でも授業中に騒いでいる子どもがいれば、どうしようもないわけで、それはまず静かに聞いてもらわなければ話にならないわけです。ですから、規律維持的なこと、少年がある程度言うことを聞くというか、話を聞くというような人間関係をつくるということは、教官としては当然だし、それがなければ話にならないと思います。ただ、それがさっきから出ているように、自己目的化してまさに言うことを聞かせることに意味があるということになってしまうと、それは極めて問題だろうと思います。

広島少年院の場合は、そこがちょっと行き過ぎたのではないかという気がするのですが、大前提として必要であるということ間違いなくと思います。家庭裁判所の少年審判でもそっぽを向いたり、場合によっては暴れたりする少年たちさえいるわけですから、まず静かに正面を向いてお互い話をするということができるようにならなければいけないし、少年が自分に目を向けて、自分のことを真剣に考えるという姿勢まで持っていくということは絶対に必要だと思います。

そういういろいろな働き掛けをしていかなければいけないわけですから、非常に大変だと思います。時間も限られるし、人手も限られているので、余り理想に走ってこうあるべきだということを言っても、僕は仕方がないだろうと思います。できるのは十何年かけて問題が蓄積してきた少年の意識を切り換えるとか、本人の方向性を転換して、エネルギーを有効な方向に使用させるように持っていくきっかけをつくる。きっかけができるというところまでやれば、僕は大成功なのではないかと思います。そのためには一定の教育訓練が必要ですが、同時に内発性や信頼関係も非常に重要だろうと思います。少年院にはこのように矛盾する面のある難しいことをお願いしなければいけないのだろうと思っています。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

では、本田委員お願いします。

○本田委員 少年院の内部を語る前に、前後のことも含めてちょっとお話をしたいと思うんですけども、少年の非行の場合は約半数近くが不処分あるいは審判不開始ということで、少年院に来ない、少年鑑別所に行かないというケースが多いです。その中でも繰り返し犯罪を積んできてやってくるという段階で、かなり社会に対しての不信感とか大人に対する不信感、特に学校に対しての不信感というようなものがあります。この状況で、少年院の中で社会に対する安心感を築き直そうとしても非常に難しいと思います。

ですから、まず少年院に入る前の少年たちに対しての、何か適応指導教室的な再犯防止のものを、少年鑑別所の他に置けるのかどうか。これは海外ではもう既に始まっています。エグジットとかSOSという形で、セカンダリーオポチュニティースクールという、学校からはみ出てしまった方たちに向けて、警察と教育委員会と心理治療や心理教育ができる専門機関が協力した形で、3か月から6ヶ月の教育を行います。

もう一つは出口のところでもやはり同じように3か月から6か月ぐらいの社会適応のための社会復帰支援センター的なものが必要なのではないかと思います。少年院の中で、きちんとプログラムを組んでやっていって退院しても、今の更生保護の在り方だけではやはり足りない。更生保護関係の保護司さんや、更生保護の方の研修もずっと受け持っていますが、みなさんご苦労されています。いきなり社会に戻るのではなく、ある一定期間社会復帰の準備をするために、そこにいながら学校に通う、地域と慣れてくる、仕事に慣れてくるというようなことを、きちんと守られた状態でやってから家庭に帰すとか、地域に帰すというようにしてはどうか。今は、少年院の中と社会との温度差が余りにも大きいという気がするんです。ですから、少年院の中では退院間近になってくると、本当にみんな顔つきも変わってきて、少年院の中で規律もきちんと守れて、それこそ級も上がってきてきちんとできていたはずの人たちが、社会に入ってくるとこの間のヒアリングの出院者の方もおっしゃっていましたが、暴力団が待っている、ピア・プレッシャーに負けてしまうと。それから自分を守ってくれるものがないと、どうしても環境的に再犯をしやすくなってしまいます。では、少年院の中でわずか1年間でそういうプレッシャーに耐え得るだけのものを自分たちが身に付けるだけの処遇ができるかということ、期間が短いと思います。ですから、その前後を合わせて約3年ぐらいのスパンがあるといいのではないかと思います。少年院の中が、1年半から長くても2年ということであれば、前後1年ぐらいを含めて、3年ぐらいの間での育ち直しというような、大きなスパンが何か考えられないかなと思っています。

3つめは、少年院の内部のことです。やはり少年ですから当然未成年者です。親の責任がどこまであるのかについての対応が、今まで抜け落ちているように思います。処遇困難な少年の保護者は面接もなかなか来ないし、特に知的なボーダーラインとか、知的障害の保護者は、親自身が社会的な福祉が必要だと思います。でも、療育手帳を持っている少年は非常に少ないです。となると、その保護者に対して、知的障害だけではなくてもかなり難しい問題を抱えている家族自身が、親プログラムをきちっと受けるということが、何か法的遵守事項でできないだろうか。これもやっぱり海外はやっています。親に親権を持たせるのであれば親の育ちなおしプログラムが必要だとも思います。それに乗らないんだったら、厳しいですが、親権剥奪も含めてきちんとした対応が必要だと思います。児童相談所や児童養護施設が引き受けているように、後見人を別の方にお願ひすした上で院から出さないと、多分こういう家庭では、再犯予防は難しいかと思います。この提案は、今まで日本には、ない部分なので、どこまでできるかなと思いますが、必要なことと思いましたので提案させていただきました。

最後に、少年院の内部のことについては、基本的なその生活指導のところにもかかわるんですけども、基本的な問題解決能力、これは全体にプログラムしてきちっと入れる必要があると思っています。職員研修で内部でのトラブル対応を聞いて見ると、石けんがなくて、隣の人の物を盗ってしまったり、けんかになったとか、単純な会話ができてなくてそこでのやりとりで手が出てしまうとなると、基本的な問題解決能力を育てる必要が全体にいると思うのです。これは、日常の生活訓練でできると思います。新たに、個別でやらなければいけないものとして、特に資質別のプログラム、あるいは犯罪傾向別のプログラムは見直す必要があると思います。特に知的なボーダーの方とか、ボーダーラインパーソナリティーに近いぐらいに人格的なゆがみを持ってしまっている方たちに個別でやっても教官が非常に疲弊するし、時間が掛かることがあるんです。ですから、それは何らかのプログラムの中でやってゆき、犯罪傾向別のプログラムをきちんと実施していくという見直しが必要な部分だと思います。

実は、犯罪予防で大切なのは、考える力を育てることです。この意味での教科指導は重要なのですが、中学生には授業形態の教科課程があっても、高校レベルだと高卒レベル検定試験に向けての個人での学習が中心です。中学レベルの内容すら分かっていない方たちが、中学校に行かずに非行に走っているという現状を見る場合に、やはり高校の段階でも、きちんとした教科的な考える力とか、読解力とか、人の会話の内容を理解するとかという、本当に基礎的なところを身に付けた上で、職業指導に持っていくように、基礎学力を付けることが、少年院の処遇の中で必要性だと思います。

以上です。

○岩井座長 それでは、毛利委員、お願いします。

○毛利委員 何を重要視すべきかということで、僕は中津少年学院というところに行っていますけれども、そこで感じているのは、そこに15歳の少年、17歳の少年がいて、一生懸命15歳らしくするために、法務教官の方たちが型を教えているんです。僕はウクレレを教えたり、読み聞かせをしたり、ずっとここ6年ぐらいやっていますけれども、あるとき、自分が少年たちに投げかけるものが余りにも響かないので、試しに自分の子どもに読み聞かせている絵本を持って行って読んだことがあるんです。もう20歳に近いような子たちなんですが、その絵本を読み聞かせたときに食い入るように見られて、もう熱心に聞いているんです。他のことをやっているときと全く違うんです。そこにいるのは、15歳なんですけれども、幼稚園ぐらいの子どもだったんです。

僕はそういうことをするために来ているのではないので、以後やめてしまったんですけれども、実はこの子どもたちに必要なのは、15歳で少年院に来たから15歳のように振る舞うことではなくて、その前の何年間に失った幼年期をきちんと失っているという自覚を持たせることと、それをやっぱり母性的なもので回復させてあげないと、その後の社会に参加するとか、大人に従うとか、周りに合わせるとか、そういうところに行き着けないのではないか。手前の階段が外れて、空中に浮いているのに、お前は17歳だから17歳らしくしなさいと言っているところに、何かもう大きな無理がいつもあるような気がしています。

ここを何とかしなければいけないのではないかと思います。

○広田座長代理 皆さん、それぞれなるほどというふうなお話で、でも教育学者としたら廣瀬先生の言葉がすごく良かったですね。理想論ばかりではだめで、できることをやらないといけないという。教育は目的、特に今の主題の目的については、限りなくしゃべれるんです。内容と方法についても非常に美しく語れるんです。つまり目的をこれにして、そのために内容や方法をこれにしようと、そこまでは簡単に言えるんですけども、実際にはそうはならないという、そこが非常に難しいところです。

それで毛利委員が最初に言われたような、やっぱりどうしてもうまくいなくて、服従みたいな話というのは、多分そういうところで設定した内容や方法と、予定した結果との間にずれが出たときに、いわば逸脱が生じるという、学校で良くあることですよ。

その上で、やっぱり何人かの方が言われているように、やっぱり信頼関係をどう構築するかというのがやっぱり育て直しとか、生き直しとかというときの鍵だと思うんですが、その前に

やっぱり秩序の問題がきつとあるんです。これは学校でも一緒です。秩序の問題をインフォーマルな権力関係でコントロールするというのが問題の発端で、そうではなくてフォーマルなルールでやるとかというのはもう一つあるんですけれども、これはこれでなかなかプログラムどおりの教育につながっていきません。

そうすると、結局やっぱりなんだかんだ言って信頼関係をどう構築するかという、そこへ戻るとというのが教育学でたどってきた道だし、少年院でもそうかなと。だから石附先生が言われた操作的な教育ではだめだとか、市川先生が言われた規範に合わせるのはだめだとか、徳地先生が言われた信頼関係の構築とか、やっぱりそういうふうな組織のその活動の目的に向かったものをどうつくっていくかという、健全育成のために何よりもやっぱり信頼関係を持てるような組織の在り方というのをつくっていくというのが、やっぱり重要なのではないかと私は思いました。

あと、本田先生が言われていらした点は、結構枠組み全体にかかわる重要な話ですけれども、そこまでやる必要があるのかというふうには僕なんか思うんです。日本の少年院は結構それなりの形でやってきている部分があって、ネガティブに言うと、またやってしまう子どもがいるとかって言いますが、教育はそんなものだとか僕なんか思うので、そういう意味では頑張っているなと思います。

○岩井座長 どうも、広田座長代理がまとめてくださいましたので、これ以上まとめはいたしません。やはりかなり人間の信頼関係というものをちゃんと持つような社会生活に適應できるような人間に育てていかなければならない。その場として、更生的風土というものをきちんと少年院の中に持たなければならぬという、そこが皆さんの共通の認識だったのではないかと思います。そこの指導の仕方が強権的にならざるを得ないという部分があって、そのバランスが非常に難しいのかと思うんですけれども、親の教育というのも非常に過度にわたると虐待になってしまうという。結局、非常にバランスが難しい問題なので、そのところ今までの経験の中で、少年院の先生方はかなり工夫されてきているのではないかなという感じがしております。

それでは、次にただいまの議論を踏まえて、検討ポイントを絞って議論を進めたいというふうに思います。

一言で矯正教育と言いましても、非常に議論の範囲が広くてたくさんの論点も考えられるところです。そこで、最初にやはり矯正教育の重要な柱である生活指導について検討したいと思います。

先ほど、少年矯正課長から説明がありましたとおりに、少年院における矯正教育の歴史は、一面として生活指導の充実・発展に取り組んできた歩みであると言えるわけで、それは健全な集団づくり、集団生活の中で少年たちがお互いにいい方向に切磋琢磨できる環境作りの歴史でもありまして、その基盤の上に一人一人の少年の問題性や教育上の必要性に応じて、個別の指導を行ってきたと言えると思います。このバランスのもとに効果的な指導に努めてきたというふうに理解しておりますけれども、これまでのヒアリングの結果なども踏まえると、最近は資質上の問題を抱えた少年院の指導なども課題となってきたておりまして、集団指導と個別指導のバランスが非常に取りにくくなっているという現状があるのではないかとというふうに理解しております。

実際の現場では、そのあたりの実情はどうなのでしょう。門脇院長、いかがでしょうか。
○門脇院長 資質上の問題を抱える少年というのは、私が比較的そういう施設の勤務が多かったから非常にたくさんいるということを感じるのかもしれませんが、一般の施設でも少なからず、資質上の問題を抱えている少年はいると思っています。

特に生活訓練課程とって、性格の偏りが著しくて、そして反社会的行動習慣が身に付いている、こういう少年の施設では、そういう資質上に問題があるというような少年が、つまり爆発的であったり、非常に挑戦的であったり、または知的に障害がある子どももいますけれども、そういう少年たちが私がいたところでは結構いました。

前にいた施設では2割の少年がいわゆる多動性であるとか、発達途上の問題があるというようなことが指摘されている少年というのがいたわけですが、それでもその中でほとんどの少年が集団処遇の中でクリアしていきます。私はよく見学があったときに学校の先生に言うんですが、少年たちの態度、行動を見てくださいというんです。そうするとみんなびっくりするんですが、本当にきちっとやっているんです。

ですから集団生活を通して彼たちが変わっていくということももちろんあるんですけど、いろいろな手を尽くしてもだめだという子どももいます。特に職員集団の数が少ないところだと、そういう子が一人でもいますと、日課がとまってしまうんです。暴れたりなんかして、ドタンバタンやると他に対する影響もあるので、どうしても職員が指導にかかるわけですね。静かにしなさいということになるんです。

今、御当局のほうでもいろいろとそういう施設には保護室、静穏室というものをつくっていただいているので、私は随分職員のためになっているなというふうに実感として思っているんです。職員はそういうところがないところだと、職員がどうしても他の少年にも聞こえるので、

静かにしなさいとなるわけです。それでも、しない、無視して暴れる、という形になってくると、非常に問題も起きやすいので、そういう構造上の設置というのは非常に重要だと思います。

今、随分御当局のほうでも、そういうものをつくっていただいていますので、非常にいいなと思っています。そういう子どもが出てくると場合によっては日課がとまり、他の少年たちの教育にも非常に問題が出てくる可能性があります。

○岩井座長 金子園長、よろしくお願いします。

○金子園長 はい。女の子の場合は特に資質上の問題と、虐待の影響と、薬物の影響ということで、個別に手当しなければならない人はたくさんいます。それで非常に操作性が高い、BPDみたいな人がたくさんいて、この先生はどれだけ自分の言うことをきいてくれるだろうかということを競い合っているんです。ですから、夕方先生が帰ろうとする時間になると、面接してほしいと言い出すとか、そういうことが多くて、その辺はもうある程度枠を決めて、我慢できるようにするという必要だし、何があっても面接しなければならないというときもあるしという、基本を押さえつつ、臨機応変に動ける先生を育成しないと、ただこの子どものためにと一生懸命やっているだけだと、先生たちがどんどん倒れていってしまうわけです。そういうところは非常に難しいと思います。

ただ、子どもたちを見ていると、本当に自分の個別担任の先生が他の子どもと話しているだけで焼きもちが焼けるというんです。そのぐらい独占したいと言っていて、自分だけがかわいがられたいという気持ちは強いですが、もう一方で、仲間たちの中で一人前に扱われたいという気持ちもものすごく強いんです。そのところも大事に拾ってあげて、集団の中で何か出番をつくるとか、そういったことも必要だなと思います。門脇院長が言ったような、暴れてしまったとか、そうなるとうとうどうにもならないので、その前の、両方の気持ちを持っていてどっちに行こうかなと思っている子どもたちをどう指導して、ここは安心・安全で、励まし合って認め合っていける場なんだよって言えるようにして、いわゆる処遇困難というようになってしまいう前にどれだけ手を入れられるかということがとても大事だと思います。

そういう意味で、この間見ていただいた多摩少年院のように、1つの寮で30人というのは確かにちょっと多いと思うんです。それでは対応し切れない。治療共同体というか、グループワークがしやすいような、そういった比較的小さな集団で認め合って、それぞれ違っていながら、それぞれが大事にされているんだということが分かるようになるのが理想だと思って、でも、現実はいくつもの訴えに振り回されているという感じです。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

やはり最近の少年の特性というふうなものを考えますと、資質上の問題を抱える少年に対しても、個別指導だけではだめでやはりそういう治療集団における治療というんですか、集団指導というもののうちで結構いい治療教育ができるという御意見だと思うんですけども。

この点についても集団指導と個別指導というふうな部分について、何か御意見ございますでしょうか。

教育学の立場から広田委員どうですか。

○広田座長代理 これは発言したいテーマなんですけど、昨年ちょっと大学の方で書いたテーマが、「少年院における個別指導と集団指導」という、ずばりの論文を書いたんですが、そこでは個別指導とフィールド調査を通して明らかになったというか、考えたことですけども、その2つが対立しているわけではないという話を書いたんです。つまり、集団生活の中でその個別の課題みたいなものを発見して、それを個別指導の場面で個別の課題として落としていく。それが個別の評価を通して、もう一回集団指導での課題や目標になっていくみたいな、そういうサイクルが実際うまく回っているという、そういうふうな論文を書いたんです。

だから、今の流れは個別指導を手厚くやろうという話で、それは重要だと思いますけれども、そっちにシフトすると、何かみんな小部屋に入ってしまうような話になるから、それなりにやっぱり集団指導と個別指導をどう組み合わせるかということが、重要なポイントだと思います。

○岩井座長 他に何か御意見ございますでしょうか。現場経験をお持ちの川崎委員はいかがでしょうか。

○川崎委員 先ほどの金子園長さんの御意見もそうですし、その前の皆さん方の御意見を通して、やはり職員との間に信頼関係を構築するということが大切で、それがいいことには集団の規律に従って行動しようという気持ちにもなりにくいということになります。やはり入院当初からどれだけそういうものをつくっていけるかということだと思います。

大体検査期間というのは1週間ですか、どこの少年院でも。担任が決まるのはもうちょっと後ですか。入院してすぐには決まらないですね。検査期間は検査の担当者、分類の担当者が担当になって、家庭裁判所の書類はまだ届いてないかもしれませんが、少年鑑別所の書類は少年の身柄と一緒に届きますので、それを参考にしながら、さらに補足的な調査をしたりしながら、信頼関係をつくったり、少年院に対する不安や不満などを和らげるような働きかけをするわけですね。そして、その後に個別担任が決まると思うのですが、そのころはもう集団に移ってしまうわけですか。

○門脇院長 その前ですね。

○川崎委員 女子は早いですか。

○金子園長 大体、女子は決まっています。男子も、多摩少年院でも集団に移す前の日ぐらいには決まっていて、集団に移る前に顔合わせをして、それから集団に移すようにしています。

○川崎委員 集団に移ると、集団行動訓練みたいなものも始まったりするので、その前に個別担任との間で、例えば少年院に対して不安を持っていることもあるでしょうから、少年院の生活に関する情報も担任の方からうまく説明してあげるということも必要だろうと思います。やっぱり導入時期はとても大事だと思います。ただ、稀には少年鑑別所の段階から暴れている子どもなんかもいるので、そうすると信頼関係の構築というのがとても難しくなると思います。そういう少年の場合は多分考査期間を延ばすとかというような形で、いろいろな努力や工夫をしておられるだろうと思います。

そのように、一律の基準や方法だけではなくて、子どもに応じたAだけではなくてA'とかA''とか、そういうような柔軟なプログラムが今後ますます必要になってくるのかなというような感じはしています。

○広田座長代理 その個別指導について、ちょっと2つほど御提案というか、言いたいんですけども、一つは学校で起きていることは個別指導で先生が忙しくなっているということで、同じようにやっぱり少年院でも個別指導をもっと充実していくという話になると、これはやっぱりそれだけの人手があるのかという問題は重要だと思うので、そこは何か考えていただければと思います。

もう一つは、やっぱり学校で起きていることは、個別指導をやっていくと困難な子どもが浮き上がってくるという、あぶり出されてくるという問題で、ADHDの子どもとか、そういう個別にやろうとして、要するに今まで集団の中で見えなかった子どもが、それなりの特別のニーズを持って存在しているという、そのときにどうするかというのは学校困っていますけれども、同じように、一般の少年院の場合もやっぱり医療少年院だけではなくて、一般の少年院で収容されている子どもたちの知的な問題を、もう少し真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。例えば医療少年院に配置されていますけれども、精神科医師の方に一般少年院にも非常勤で来ていただくとか、そういうふうな形で教育とは別の対応も、ちゃんとできるような仕組みは必要ではないかと思います。

○本田委員 個別の捉え方なんですけれども、個別というと、1対1で別室でと捉えてしまうか、それとも個の特性を理解した上で、集団の中でもきちんと個別の指導ができるかという捉え方2つあると思うんです。別室に連れ出してというような形になると、もうとても負担が大

きいし、逆に効率が悪い場合もあるので、先ほど川崎先生がおっしゃったように導入の段階でいかにその少年の特性を理解してあげられるかどうか、この部分が実はとても大事なんですけども、なかなか個別プランを作るのって難しいと思います。

最終的に少年院から出ていくときって、ある形に入れてしまうのではなくて、本人らしさ、個人の人間らしさというか、自分らしさというものを融合した形で出ていく。そういう自己受容が必要だと思います。例えば、自分は暴力的な傾向があるなど、それも持って生まれたものかもしれないし、長年身に付いたものかもしれないんだけど、それをうまく自分がコントロールするには、自分の良さとか、マイナス面、両方ありますから、どうしたらいいんだと融合していくのが、多分個別プログラムの最終的な目的だろうと思うんです。

ですから、個人の特性というものが、最初に担任になる方とか、ほかの集団で見てくる先生方が、何人かでその方たちが分かっている状態ができると指導がしやすいと思います。1人で持っていっちゃうのが4人とか、多くても7人ぐらいですよ。その7人の先生自身が、もうちょっと全体が見られるような状態になっていると、いろいろな集団場面で職業指導であろうが、学科指導であろうが、この子の特性はこうだなと分かっていたら、ここで今注意していいかなとか、これは待った方がいいかなというのが分かるので、結構、集団をやりながらも個の部分というのがとれるのではないかなと思うんです。

少年院ではありませんが、現場の先生方の研修をいろいろしていて、すごく困っているんですと言われるのが、個別に話を聞いたり指導をしようと思っても、面接技法が不足していると感じている。だから、心を開かせてあげたくても、生徒は心を閉ざしてしまっていて、逆に絡まれてきてしまう。開かないからといって説教になってしまって、生徒は黙り込んでしまって、そこでシャットアウトされてしまうと、その一番大事な信頼関係をつくらなくてはいけないときに、どうやったらその子の1対1の人間関係、信頼関係に持っていけるんだろうかと悩んでおられます。そのあたりは多分このあとの研修での話しになると思うんですけども、個別指導を大事にしてゆくなら、指導のあり方、技法も、一緒に考えていってあげられるといいと思います。

○岩井座長 ちょっと現状を伺いたいのですけれども、今はやはり集団を全部個別指導にしたくても、居室の関係などでどうしても、集団室にしなければいけないという部分はあるのではないですか。

○門脇院長 私は基本的には、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、その資質上に問題を抱えている少年でも、できるだけ集団の中で変えていきたいということを少年院は多分原則

としていると思うんです。ただ、そこにどうしても乗っかってこない子どもがいます。体調不良を訴える、あるいはもうそれがために職員に殴りかかるとか、そして本当はもう急所を外しているんですけども、腹部のところを軽くジャブするみたいなことでもって集団から逃げるとか、どうやってもいろいろなかわりをやってもだめな子どもというのはいるんです。

こうした少年に対しては、個別のプログラムを組みます。それだけ非常に職員も負担がかかりますけれども。ですから、知的に障害があり、集団での生活ができないでいる少年でも、何回も集団と個別の部屋を行ったり来たりします。でも、このときに職員が少年の話を聞いてやるということはすごく大事なことです。と同時に、少年にもいつも集団で生活するということが基本だよということを、きちっと伝えていくということが、私はすごく大事なことだと思っています。それが自分自身の問題点だと。集団で生活していかなければいけないんだよな、でも俺できないんだよなというような考え方、意識をもたせることが大切だと思います。このためには非常に時間もかかります。かかるんだけど、集団でまた本人に動機付けをして、そして集団で頑張りますと。ところが3日ぐらいしか続かないんです。また個別にして少し寝て休ませる、そしてまた面接に入ってという、そういう繰り返しをやって、何とかクリアし、大変成長していく子どもというのは結構いるんです。

ところが、どうにもならないという子どももいることも事実です。ですから、そういう子どもの場合はもう完全にチームを作って、職員でもってチームを作って個別的な手当をしていく。ある職員が除草作業に出すとか。そしてもう個別のスタッフでもって、一人の少年を指導していきます。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

すみません、私から少し質問をさせていただきますが、お話を伺っていると、やはり、社会復帰させなければいけない社会では、人間関係を集団の中、人間社会の中で形成していかなければならないので、そのテクニックというふうなものを指導するためには、集団指導というのが一番いいんだというお考えなんでしょうか。

○門脇院長 私はそう思います。耐えていく力というか、少なくとも自分自身がきちっと生活をしていかなければいけないという意識です。気持ちというか。そういうものをやっぱりある種の社会性というんですかね。意識というか。そういうものを彼自身に意識化させていくということは、とても大事なことだと思います。

○市川委員 私の言い方が悪かったのかもしれませんが、「社会的規範を学んでもらわなければいけないが、紋切り型のやり方でやったらだめだ。工夫していただきたい。」ということ

申し上げたつもりでした。

資質等の問題ということで、司法では知的障害をおっしゃるんですが、知的障害も含む発達上の障害のほうが問題です。例えば広汎性発達障害やADHDが司法の問題になっています。広汎性発達障害は、人間関係をつくることそのものが難しい方々です。社会で生きていくためには集団の中に入らなければいけないのですが、集団にいるのが苦痛な人間を無理やり集団の中に入れておくだけでは、苦痛が強まるだけです。

どうやって集団に入っていくかという、その手段を考えていかなければいけないと思います。その工夫がないと、逃げ出したくなったり、爆発してしまったりする人が出てくると思います。

資質の問題については、医療では男子が非常に目立っております。発達障害、特に広汎性発達障害、ADHDは圧倒的に男子に多いのですが、女子も徐々に増えてきており、5年、10年後には、少年院でも目立つようになると思います。

○金子園長 今も榛名女子学園には相当いまして、日課が安定しているので普段はいいんですけども、お客様がいらしたりとか、慣れないことがあると、その子たちがおかしくなってしまうということがあります。また、発達障害のある人が特にADHD系の人が自己治療ではないですけども、そういうので覚せい剤を使い、少年院に来て頭痛薬を求めるというので、医師に薬を求めないようにさせるための攻防というか、そういうことにエネルギーを使ったり。ですので、本当に資質上の問題の中でもADHDについては、女の子はどっちかというと不注意優勢型で見えにくいんですけども、実はすごく小さいときからそれで困っていた人が多いというのは実感です。

○市川委員 個別の場合だともし資質の問題があるとする、小さいころからのデータを積み上げていないと分かりません。「こういう言い方をしたらかっとなる」という情報が入っていることはすごく重要だと思います。個別の段階での情報を積み重ねてあることが重要だと思います。教育現場で評判の良い先生は、子どもたちを全体として見ながら、個を大切にしている人ですから、やっぱり個と集団は別々のものではないと思います。

生活指導は「その人が社会生活をするのにうまくいくように」という主語がないといけませんので、「毅然とした態度をとる」というのは、職員が毅然とした態度をとっているのではなく、その子どもにわかりやすく毅然とした態度をとってあげなければ、理解していただけないわけです。その主語を考えていくということを忘れないようにしないと、院生に受け入れてもらえないのではないかと思います。

○門脇院長 全く市川先生のおっしゃるとおりだと思います。集団に引き戻すという話は、もちろんその少年の発達の状態であるとか、いろいろな問題があります。そういうものを考慮して実施するということです。ですから、それを無理強いしたりすると、それはうまくいきません。ですので、自分のペースを自分で作らせてやるということです。それを繰り返していく中で、その少年自身が自分のペースをちゃんと作っていくと、それはもうかなり良い感じになっていきます。

だから、決して「いいから出ろ。」なんて言うと、先ほど言った服従の関係になってしまうので、そういうことはしてもうまくいきません。

○市川委員 おっしゃるとおりです。福祉のほうで、集団が嫌いな人に全部個室の福祉施設を作ってみました。彼らはみんなと一緒にいたいときと、ひとりぼっちになりたいとき、両方あるんです。それを選べるようにしておいてあげることは、重要なサジェスションだろうと思います。

○門脇院長 おっしゃるとおりだと思います。

○岩井座長 その他、御発言のある方はいらっしゃいますか。

少年院はどうしてもやはり育て直しといいますか、集団での規律訓練というものをかなり重要視し過ぎの部分があるかと懸念するのですけれども、家庭で虐待された子どもたちなどもかなりいるので、徳地委員、少し児童自立支援施設での生活指導などで、何か示唆するようなところはございますでしょうか。

○徳地委員 その前に私、謝罪しなければいけない点があるんですが、それをちょっと一言言わせてほしいんです。

実は先般、多摩少年院に行ったときに、現場の少年院の教官の方が5名いらして、その中で榛名女子学園の先生がおりまして、経験年数が25年という方がいたんですけれども、その先生のお話を聞きますと、非常に個別対応をしなければいけない少年がおりまして、保護室に7か月、8か月ずっと入ったり出したりしているというようなことがありました。それで、教官の皆様方も非常に一生懸命真摯な姿で少年たちとかかわっておりまして、もう精神的に疲弊しているんです。そのとき、私は、その25年のベテランの教官の方に、そんなに疲弊して決していい仕事ができないじゃないか、それではいっそのこと、医療少年院とかに処遇変更できないのかと聞いたら、医療少年院は医療少年院で、いわゆる保護処分の一環として入院するもので、なかなか現場の方から医療少年院の方に処遇変更ができない、しづらい、そういうふうなことをおっしゃったんです。

私がここで言いたいのは、私がそういうふうに使われるまで仕事をするということは、少年たちに対し決していい処遇はできない。それはお互いにやはり相当苦しい立場にいるんじゃないかということを申したんですけれども、榛名女子学園の金子先生がいらっしゃいますから、その辺のことで、私の言ったことが間違えていたら謝罪しなければいけませんし、また帰りましたら、その教官の方によろしくお伝え願いたいんですけれどもいかがでしょうか。

○金子園長 医療少年院に行ってしまう方がいいということではないので、やはりできることはしたいし、できるだけかかわっていかなければならない。医療少年院にはまた医療少年院の特別なニーズのある人がたくさん入っていますので、一般少年院でやらざるを得ない人がたくさんいるということです。この間の議事録を私も見まして、大変だけれども頑張ろうという明るさよりも、追い詰められてしまっている感じがちょっとしまして、これはまずいなとも私も思ったので、徳地先生が感じていたのはそこだと思います。やはり大変な人たちを預かっているから、プロとして学び、いろいろな支援を受けて頑張ろうという気持ちになれるように、何ができるかというのをあの議事録を読んで非常に強く思いました。もう大変な女の子たちを処遇するのは榛名女子学園しかないのです、榛名女子学園が弱音を吐いたらまずいだろうというのが、私の気持ちなんです。ただ、本当に大変なんだというのは分かりました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、長時間の議論でお疲れのことと思いますので、ここで休憩といたします。資質上の問題を抱える少年への指導の問題については、また休憩後にお話ししたいと思っています。

(休 憩)

○岩井座長 それでは、生活指導についての議論を再開いたします。

これまでの議論で、かなり資質の問題という部分にまで触れておりますけれども、資質上の問題を抱える少年への指導をどのように充実させていくかについて、もう少しお考えを伺いたいと思います。

○毛利委員 ある50人から100人ぐらいの少年の中に、そういう子どもが入ってきたときに、例えば新入時教育のときに考査があるんですかね。鑑別通知書もあって。そのときにそういう少年を他の子どもとどう違って気をつけながらやるかということも行われているんでしょうか、きめ細かく。そこをちょっと知りたいのです。仮にそれが行われていないのであれば、

新入時教育のときに、この子どもは他の子どもとは違うぞと。男くさい集団生活に巻き込む前に、違う段階が必要なのではないかというようなプログラムが必要なのではないかなと、今、お話を伺いながら思ったんですが、それはどうでしょうか。やっているのかということと、できるかどうかという問題は2つですけれども。

○門脇院長 基本的には、少年鑑別所からその生活訓練なら生活訓練、その少年のニーズに応じた施設が選択されますので、例えば生活訓練課程に来た、あるいは職業能力開発課程に来た少年として処遇することになります。ただ、少年鑑別所からの引継ぎであるとか、いろいろな資料がございますので、例えば一方的に言ったりしては駄目だとか、懇切丁寧にきちっと説明したほうがいいとか、そういうようなその少年の特性というか、問題性についての情報とかというものについては全体に情報としてまず流します。

プログラムの問題ですけれども、プログラムについては、少年院の場合ですと個別的処遇計画で計画を立てますので、その個別的処遇計画の中で、しかるべき教育内容は反映されていくものだと思っています。

○金子園長 やはり成績評価ともかかわっているんで、なかなかその子だけ突出して違うことというのはしにくいので、新入時教育時期という、オリエンテーションのグループに入れて、その中で様子を見る。ただ、オリエンテーションのグループは大体小集団ですから、何とかできるかというようには思います。

あと、最近少年調査記録の今回の事件分の調査の写しを添付してくれる家庭裁判所が多いので、親子関係などについて早い時期から詳細に分かるということと、保護者に対する措置という法的な根拠ができましたので、その保護者の方に細かくいろいろなことを安心して聞けるようになったことで、そういった資質上の問題を抱える人について、小さいころはどうだったかとか、そういうことも聞いて、分かったときには先生方に情報を流して、例えばこの人は視覚優位型だから、ただお説教をしても効かないとかいうことは連絡して、書いて教えようとか、そういうことはやるように努めています。

○毛利委員 ということになると、本当はそういう難しい少年をきちんと扱える、そういう訓練をしたプロフェッショナルの法務教官を、これから育てていかなければいけないということにならないでしょうか。

○門脇院長 そうですね。おっしゃるとおりです。誰でもそうですけれども、最初からプロミたいな方がいるわけではないので、それは体験、経験を通し、情報を伝達し、共有化していくことが大切だと思います。先ほども申し上げましたけれども、一人の問題としない。みんなで

考えていくというチームで当たっていくというんですかね。そういう体制というのは大事だと思います。

○毛利委員 満遍なく法務教官にそういう教養を身に付けるように押しつけるという考え方と押しつけるというか、そういう養成をしていくという考え方と、それから本当にそれに特化した人をきちんとほかの仕事の負担を減らして、そういう人を育てる体制を作るということとはできないのでしょうか。

○門脇院長 特化するというのは、ある程度の力が出てくればそれはそれとしてできるでしょうけれども、先ほどからもお話があるように、その資質上の問題を抱える子どもでも、一番大事なのは職員との信頼関係なんです。ですから、その子どもの処遇を通して、まず少年たちのその状況をちゃんと見てとってあげるというような訓練を、職員に現場の中でさせていく必要があると思います。

ですから、私はいつも職員には研修のときも言うんですけれども、これは三好先生から教わった言葉で、とてもいい言葉だなと思っているんですけれども、「人間の心の扉には内側にしか取っ手がない。」ということをいつも言うんです。私たちもお母さんも学校の先生もみんなそうでしょうけれども、開けよう、開けようとするんです。だけれども、開かない子もいるんです。これはやはり先ほど申し上げましたけれども、自分自身がもう非行はしないと、そういう気持ちにならないと、何を言っても始まらないです。

ですから、そのためには職員が、そういう子どもたち、少年たちに、配慮してかわってあげるという姿勢が大切だと思います。ただ無理やりに引っ張って、やれやれと言うのではこれは絶対だめだということです。徹底的に若い先生たちにも勉強してもらおうということは心掛けていますけれども。

○毛利委員 市川先生に、その辺を専門性の話を聞きたいんですが。

○市川委員 教育では通常学級で配慮を必要とする人は6.3%という数字が出ていまして、これに特別支援を受けている人が1.2%でした。数が多く専門性のある人だけを見るとは言えない状況です。それからもう一つ、「この方は専門性が必要か否か」白黒つかないんです。境目がはっきりしないので、文部科学省では全体の先生たちのスキルアップをして、本当に大変な人だけはスペシャリストの先生が見るようにする流れです。厚労省はなるべく小さいころに気づいてもらって、何か対応をとれないかということを考えています。うまくいくと少年院の年齢のころにはそういう人がうまくいくことがあるかもしれません。そういう方がいるということを知っていただいて、全体のスキルアップをしていただく。本当に大変な方は専門性の

高いところで見るといかにしないと、数が多過ぎて難しいと思います。

○金子園長 医療少年院でも医師と法務教官がいて、医師がいろいろ見てこうだと言っても、他の施設から来た法務教官が必ずしもそれに対応できなかったりして、やはり医療少年院で長くいるうちに分かってくるようなところもあって、まだまだ法務教官は大変だと思いますが、基本的にある程度のそういう対応のコツみたいなものは分かっていないと、今、市川先生がおっしゃったみたいに、この子どもはそういった障害があるからこうで、この子どもは違うというのではなくて、その中間くらいでどうにもならなくて、社会でも気づかれにくくて、こぼれてしまったような人が少年院に来ていることが多いので、ちょっと気難しいとか、こだわりが強いとか、というようなところでどう対応しようかということができるようになるように、ある程度法務教官の基礎的な教養としては必要なのではないかと思います。

○岩井座長 他に、何か御意見はございますか。

○徳地委員 恥ずかしい話で申し訳ないんですけども、昨年から今年にかけて、私が勤務しておりました児童自立支援施設では、マスコミの餌食になりまして、次から次へとやはり厳しい指導ということで、新聞に載っております。先般も、地方の施設なんですけれども、発達障害系の子どもが極めて多く入ってくるということで、そのような子どもに対する対応の仕方がまずくて、厳しく指導するということで、何件かテレビの前で謝罪したりというようなことで、二、三日間も中部地方の施設でそういうことがありました。

具体的に児童福祉法が改正されたのが平成10年なんですけれども、それまでは単に非行を犯す、もしくは犯すおそれのある子どもということで、そういった子どもが対象児童だったんですけれども、平成10年の児童福祉法が改正されまして、それ以外にも生活指導上云々の一項がありまして、それがやはり児童相談所の方から見ますと、入所児童の対象の幅が広がったので措置しやすくなったということなんです。

本来、そういう対象の子どもは、情緒障害児短期治療施設というのが各県に1施設ずつ作らなければいけないようになっておりますけれども、実際のところはこういった御時勢ですから、なかなか厚生労働省の方の考えるようには進まないということで、このような子どもに対応する場所がないということで、一部の児童養護施設、それから大部分が児童自立支援施設で対応するわけなんですけれども、実は具体的にそういった子どもは平成10年ぐらいから非常に多くなってきました。私自身も個人的に全国児童自立支援施設に、どの程度の子どもがそういう精神医学的な若しくは心理学的なケアの必要な子どもがいるかということで一回統計をとって見たんですけども、大体、平成10年の段階ですから、今から12年前ですが、そのときも

う既に30%ぐらいの子どもが心理学的、精神医学的なケアの必要な子どもがいたということで、当時はもちろん心理専門職の人間も各施設に一人ずつおりませんし、精神科の医師も国の方の施設には必ず一人ずつおりますけれども、地方の施設では、大体嘱託でいいところなんです。

そのような子どもがここ数年来、一気に入ってきました、その子どもに対する行動特徴も全然理解できない職員と一緒に生活を共にするというで、昔ながらの集団主義的な指導方法ということで、集団主義的な方法も必要かと思うんですけれども、実はどっちかといいますと、個別対応しなければ対応できないようなタイプの子どもの数が非常に多いと思います。そこをやはり職員がよく行動特徴も理解できない、そういう子どもと一緒に生活してしまっていて、なかなか昔と同じようなやり方をやっていて、それで寮舎の方がもうにっちもさっちも行かなくなって、職員も精神的にまいってしまったという、そういうふうな者も何人かいるんです。

今から10年前にそういうような状況で、また今年も実際、具体的に10年以上経っていますから、もう少しそういうふうな対象の子どもが多くなってくるのではないかとということで、また全国児童自立支援施設にアンケート調査をするということを私を中心にやらなければいけないと思っていますが、今そういう状況で大変なんですけれども、実は児童福祉法が改正されて、10名以上児童養護施設の中で被虐待児がいた場合は、心理専門職の職員をとということなんですけれども、何年か前に児童自立支援施設も心理専門職の者を入れるということと、若干、いろいろそういうタイプの子どもの数が多いので、精神科の医師を入れるような方向、完全に常勤の医師はなかなか確保できませんので非常勤ということでやっておりますけれども、そういった対応をしているのが現状なわけなんです。

また、今、研修はいろいろやっているんですけれども、実際、そういう子どもはいろいろなタイプがいるわけです。行動特徴というのは様々で、いろいろコミュニケーション的な障害の子どももいますし、他の児童とのかかわりを持つことが非常に大変な状況ということが実際あるわけなんですけれども、そういう子どもは職員の研修だけではなかなか難しいということで、もし研修を受けるのであれば、専門的なところに短期間ではなしに長期的な展望で研修を実施することが望まれると思います。今、具体的には影山先生なんか前からかかわっておられます情報センター虹でしょうか、戸塚にあるんですけれども、そういうところで専門的な研修をやっているんですけれども、非常にそういう点では、児童自立支援施設の方は対応に非常に困っているという状況がありますので、いち早く専門的な訓練を受けた、または専門的なスタッフが揃わないと、これからは大変な状況に陥っていくのではないかと危惧している段階であり

ます。

○岩井座長 石附委員，お願いいたします。

○石附委員 私は女子大に勤めておりまして、市川先生に御指導をいただいていたんですけれども。一般に大学生にも広汎性発達障害の疑われる学生が多くなっているのかというふうに思ったんです。

新入生は宿泊研修などで、学生4人ずつ一室になりますと、もうそこで眠れない学生がいます。自分でカミングアウトしまして、私は広汎性発達障害ですからとか、アスペルガーですから。成績が悪いのではなく、成績はいいんです。だから答案はきちんと書きます。あとの処遇をどうするかというときに、学習を支援するために担当者とフリースペースを準備しています。一般に非行でなくても、そういうふうになんか障害のある子どもというのが全体に増えてきている。どこもそんな専門性のある人がかかわっているわけではない。その中で、その子どもたちがどう育つか、育てるというより、私はやっぱり育つという、その子どもたちがどう育っていくかということはどう支援できるかということが社会の大きな問題であって、その中で非行に陥ってしまった場合にはどうするかということ、具体的に考えるということが必要なのではないかと考えております。

私がそういう子どもたちと、どのように関わるのか、叱ってもいないし、何もしていないんですけれども、私どもはすごく心配しているんです。そういう状態がございますので、何かやっぱりこちらが気を配って信頼しつつしてかかかわると、その子は「ああ、何とかなるんだ。」と自分で思って、眠れる子どももいる。全部がそうとは言えないんですけれども、ある程度健康度を持っている子どもはそういうことができるということを体験しましたし、それからそういう子どもを親御さんは、うちの子どもはアスペルガー、広汎性発達障害だから特別扱いしてくださいとおっしゃるんですが、実際には十分にはできないんです。「わかりました。困ったら来てちょうだいね。」と言いまして、できることを説明して話を聴くようにしていますと落ち着くことができることもあります。学校の中でもフリースペースというのを作りまして、つらくなったらそこで過ごせるようにしております。

そういう状態ですから、専門性の高い方がかかわるとというのが、少年院でも本当に難しいだろうと思います。だけれども、信頼してかかかわると、つまり何とかなると思うと何とかなのではないか。それはその子どもの目を見て、頑張ろうねみたいな感じでやっていると、その場に適応できる場合もある。寝るときには一緒にお風呂に、今日はあの人たちと一緒に寝ないと言うんですけれども、そんなこと言ったって部屋がないんだと言ったら、ちゃんとそこで寝る。

修学旅行もそんな形でしてきたということなんです。

ですから、私は生活指導というのは先ほどの教育の理念のところではすごく理想を掲げなければということを私は考えているんですけども、実際に規範意識の内面化とか、そういうことは生活指導を通してできるのではないかという、生活訓練と申しますか。だから、そこで規範意識の内面化とか、自律というのか、セルフコントロールということを体験して、身に付けていけるんであって、何か理念の中でそれはなかなかできないんですけども、具体的には生活指導というのがすごく大事な場面になるのではないかと、先ほどから聞いておりました。

広汎性発達障害の子どもでも、何もしていないんですけども、「しょうがないね、ごめんね。」としか言いようがないんです。そうしたら、「うん、そうやなあ。」と言っているうちに、あきらめることもできることがあります。でも家へ帰ったら、自分のスペースがありますので、眠れます。やっぱり、その子どもたちにプライバシーを守れるような空間というのが、フリースペースもそうですし、そういう場所も必要なのでそれは障害の程度によりますし、すべてがそうだというわけにはいかないんですけども。法務教官の専門性というのをどんなふうに考えるかというのはやっぱりすごく大事で、この専門性の中に特化されたことができる方と、できなくてもできるんだというのか、みんなかかわれるんだという自信を持っていただくことが大事なのではないかと思って聞いておりました。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

何か他に御意見はございますでしょうか。

○本田委員 多分、今、石附先生がお話されたのは、その方は発達障害を受容してもらえたという安心感ができたということだと思います。受容されると同時にその場面でできることの限界設定という2つを先生がやっていらっしゃるんだと思います。現場で若手の方たちがいつも悩んでしまうのは、どこで限界設定していいのか。この子どもにここでやっていいのか、それともだめなのかというのが、専門性がないので揺れているので振り回される。だからそこへのスーパービジョンを受けたり、初任者研修で理解を深めると良いのではないかと思います。その中にそういう方たちが増えてくれば、院内研修をするということで、結構やれてくると思うんです。

ただ、ボーダーラインパーソナリティの方たちというのは一番手ごわい。だからその辺にスーパーバイズを受けられるとか、この場合にはどうしたらいいという助言を先生方がSOSを出せる場所があると、安心してかかわれるのかなと思いました。学校の今のシステムでは、教

員養成の中に発達障害の授業のコマが大学の中に入っています。これがシラバスに入っていないと教員の免許はとれないので、全員がやって当たり前、知的障害は別ですけども、発達障害に関しては全員がやれて当たり前となっています。

ただし、現場に行ったときには、先生が一人で発達障害の対応を全部やるというのは難しいので、それぞれの地方自治体が特別支援に関して、専門の方が1学期に一回という非常に短い期間なんですけれども、学校に巡回指導にきて、行動観察をして、この方はこういう状態だから先生方でI E Pと一緒に修正して、具体的にこのような指導をしようねと相談します。職員会議で、その内容を伝えてもらい、その生徒さんへの対応方針を共有してみんなで応援してねというようなことをしていると、その生徒さんは割と落ちついてゆきます。

難しいのが中学校なんです。小学校は非常に進んでいるんです。担任の先生が一日見れますから、結構手厚い。中学校は、教科担任制なので、情報がばらばらですよ。非行が起こってくる14歳、15歳の子どもというのは、自分が発達障害であるということに気づかない、親も気づかない。何の手当もされないまま、学校からはじき出されてきて、非行を起こして初めてその鑑別所で査定をいろいろとてみたら、ADHDだったとかPDDの傾向があるとかというのが出てくる。そうすると本人は自覚していないから、多分少年院の教育に乗せていく段階で、自分自身の特性の理解、障害を使ってしまう場合があるんです。「僕はADHDですから集中できません」とか、「僕アスペルガーですから一人じゃなきゃ無理なんで個室にしてください」と言う人も中にはあります。障害を暴力的な道具に使うので。

だから、きちんと自分の特性として理解して、それは一生涯付き合っていかなければいけないものだし、遺伝性のものだったりすると、自分の子どもたちにまた来たりとか、行きますので、きちんと自覚をうながすことが、先ほど毛利先生がおっしゃったように、導入の時期でできるかどうか。その特性に自分なりに付き合いながら、集団との付き合い方とか個別指導を受けることができると、社会に出たときに自分で、自立という意味で、本当の意味でこういうふうな特性があるから、先に見通しが立つように言ってくださいとか、突然変更されるとついていけないので、一日前に必ず予定の変更を言ってくださいとか、職場でのトラブルが結構あるんです。それがないと、シフトが突然変わったとか、場所が変わった。もうパニックになってどうしていいかわからないうちに、どんどん怒られていく。その結果、ワッとになって、逃げ帰ってしまって、一回逃げ帰ったら、ごめんなさいという電話は掛けられないから、職場からまた離れていく。非常に単純なきっかけでつまづくケースも結構あります。最後の退院指導の段階で、例えば自分自身の特性に関してのサポートブックみたいなものを作っていきながら、こ

いう場面では自分はこうなるなど。そのときに自分でできることと、人に助けを求めた方が
いいことみたいなものが、個別の最後の処遇のところでき上っていくと、自分の特性を生か
した形で社会での適応というのはやっていけるのかなと思います。

そうしないと、受け入れてくれて彼らに合わせてくれる職場というのが極めて少ないです。
よっぽど理解があるところだったらいいですけども、少年院の中で理解を逆にし過ぎてしま
うと、そこは天国なんだけれども、現場は違い過ぎるというふうなことでのギャップがありま
す。何かそういう意味でクッションになる場所が一個あってから社会に出ていくのがいいのか
なんていうことも、先ほど提案させていただいた少年院を出た後での施設整備のことです。

○廣瀬委員 直接今の問題だけではないのですが、さっき言っていないので補足しておきます。
さきほど本田先生が施設に入る前後もケアすべきだとおっしゃって、広田先生は、そこまでは
必要ないのではないかとおっしゃっていたと思います。僕は少なくとも仮退院して、その後を
どうするかというところは、もっと保護担当機関とつなぐということをきちんとやるべきだと思
います。問題がある子ども、本人の資質的な問題が高い子どもは当然そうですけども、そ
うではない子どもでも施設の中では非常に良い子になり、やる気になって、いろいろ学んだん
だけれども、社会に帰ると悪友だけではなくて、いろいろなことが待ち構えているわけです。
保護との連携をもっと強化するという視点は絶対必要だろうと思います。

僕は矯正の現場での処遇は中身はいろいろ問題があるにしても、総体としてはすばらしいと
思っています。けれども、仮退院して出ていくところのつなぎ、軟着陸させるというか、そこ
のところが一番弱いところだし、抜本的に、保護機関との連携強化をやらなければいけないと
昔から思っています。ぜひ、今回、そこに踏み込んだほうがいいと思います。

○毛利委員 一言いいですか。僕は少年問題ネットワークというのを10年ほど前に井垣さん
という裁判官が始められて、いろいろなジャンルの方たち、保護観察官、調査官、弁護士、そ
ういう人たちが集まって、数人ずつなんですけど、会議をしてきたんですけども、痛感したの
は少年司法で1人の少年がいろいろな機関を渡り歩いていくんですけども、驚くほど隣がや
っていることをみんなが知らないんです。そして、それぞれの組織が渡ってきた少年を自分た
ちの処遇観というか、自分たちの組織の世界観でベストを尽くして、次の人にまた放り投げて、
次の人はまた別のことをするというふうにやっているような気がするんです。

そういう意味では捕まって、調査官が調査をしたときから、この少年のために一体何が必要
なのかという最初の見立てが、やっぱり最後まで十分に伝言ゲームではありませんが、きちん
とみんなが同じ目的を持って1人の少年を見ていないと難しいだろうなという気がしています

が、そこは改善されないんでしょうね。はっきり言って、保護観察所と少年院の縄張り意識というのが非常に強くて、僕は実際に聞いたことがあるんですが、少年の出た後の行き先を一生懸命少年院の方が心配したりすると、余計なことはするなと、それは保護観察官がやることで、お前のすることではないとはっきり言う場面もあるということなので、それはやっぱり乗り越えてほしいといつも思っています。

○岩井座長 他機関との連携のあり方などについては、また話す機会がありますので、そのときに展開していただければと思います。

それでは少年院での生活指導のあり方ということで、皆さんにお伺いいたしましたが、やはり集団指導が少年院教育の基本で意義があるのだということで、集団指導になじまない少年もこの子どもはそうだ、こっちはだめというふうな形ではっきり分けられるというものでもないので、少人数の集団の中で、そういう問題を持った子どもを手厚く個別指導していくということが、やはり一番の得策であるというふうなお話であったかと思います。

それにかかなり精神的な問題を抱えた子どもたちもいますので、心理専門職や精神科医の方たちがぜひ配置されるようにという、それから職員全体のスキルアップも図らなければならないのだろうというふうに思います。この点につきましては、職員の育成方法とか、研修の見直しというところがまた後でテーマになっておりますので、そのときに詰めていただきたいというふうに思います。

集団処遇というものを基本にしながら、その中で個別的な処遇、手厚い個別指導を行っていく必要があるのだということが確認されたと思われます。

それでは、次のテーマに移ります。

ここでは、職業補導、教科教育をどのように充実させるべきかということについて議論したいと思います。

1つ目の論点は、今後の職業補導、就労支援はどうあるべきかについてです。これは職業補導を考える場合、就労に結びつけるための職業訓練とともに、人格形成、勤労習慣を培う職業指導も大切だと考えられることから、この機会に皆さんにお聞きするものです。これからの職業補導の在り方を考える場合に、どのような着眼点があるか、何を重視すべきなのか、また職業補導種目を見直す場合に、どのような種目を拡充すべきのかなどについて、御意見をいただきたいと思います。

それでは、毛利先生からお願いいたします。

○毛利委員 では御指名ですので、しゃべらせていただきます。

1つは私が本を書いたときなんかにも、盛んにその職業補導の問題についても聞いたりしたんですが、一つ大きな特徴は、やっぱり少年院に来たからにはもうガテン系しかないだろうみたいなイメージが、少年院全体にあることにちょっと問題があるような気がします。職業選択の幅が少年院に来て職業補導を受けている段階で、非常に狭く感じるというのは確かかなというところが一つ。

それから、東北少年院で溶接なんかを熱心にされているところも見ましたが、それが現実の産業がどんどん移り変わっていく中で、何が生きていくために有利なのかという情報が少年院にきちんと入って、法務教官と少年が共有しながらその分野をやっているのかということが、見ていてどうなっているのかと思うことがあります。

それはもし改善できるとすると、率直に言えば、本当にその少年院で職業補導を受けている少年が働くときに、それを働き手として雇うような民間の人たちが来て、職業観なり職業の基準なり、そういう情報をきちんと与えてくれないと、もしかしたら難しいかもしれないというふうに感じたりもします。ただ、それが少年院という1年間ぐらいの少年にとって社会に出ていくとば口で浴びるほうが効果的なのかどうかというのは、私もちょっと分らないです。

ただ、少年院の外の人たちが仕事をどう考えているかということは、情報としてとても大切な気がします。それをいつも感じられるようにできる仕組みがないかと。それは講演とか、どこかの分野の方が指導にときどき来るとか、そういうことでもいいんです。外が見えていたほうが、窓がちゃんと開いて外側が見えていたほうが仕事の勉強はしやすいのではないかと感じます。

○岩井座長 現場の方でかなり御苦労があると思うのですが、どういうふうにやっていますか。

○門脇院長 今、毛利先生の御指摘されたようなガテン系というんですかね。確かにそういうものが多いですね。それは少年たちが持っている能力の問題にも関係してくると思います。基礎学力が非常にないとか、そういう問題はあります。少年院では今、かなり就労支援なんかも入ってきて、職業情報だとか、これは以前から実施してきていることですが、職業補導講話とか、いろいろなことを駆使し、決してガテン系だけではなくいろいろな職種から職業選択をできるような情報提供を行っています。また、今、いろいろいい本があるので、結構、少年院の先生になりたいなんていう少年もいるんです。「自分は少年院に入ったけれども少年院の先生になれるのか。」と質問してきて、「できるよ。」というような話をするんです。いろいろな情報を駆使して、少年たちに与えているということは、先生の言葉で言えば、外の窓が見え

るような状況とか環境というのを作ってあげようというようなことではないかと思います。まだ努力が足りないかもしれませんが、しているのではないかと思います。

私は、職業の種目でいえば、もっと社会のニーズに合ったようなその職業選択というか、種目というのがあるといいと思うんです。これはある少年院で出院生への面接の中でアンケート調査したところ、その施設では半分が職業が決まってしまう。しかし、その半分が決めたのが保護者です。保護者の私の知人が知っている場所というケースです。これが大体多いです。就労支援で実際に決まるというのは3名から4名ぐらいです。ですから、そういう意味では就労支援をもっともっと積極的に活用し、少年院の中でやっていく必要があるというふうに考えています。

また、アンケートの中で、保護者が選んで決めてくるのが、大体土建業なんです。やっぱりガテン系なんです。その中で、半分ぐらいの子どもは、自分は土建業をやりたいと思って問題意識を持っている子どもが半分、それから半分は違う職業をやりたいというんです。その中で多いのは何かというと、やっぱり調理関係とか、比較的にかかったのが介護でした。ですから、今、少年院の中で女子なんかでは随分やっていますけれども、男子なんかでもやっている施設はありますけれども、比較的この介護なんていうことを入れてもいいのかなということを思います。

それから後は現場にいて職業補導というのは、何も職業の種目だけを資格だけをとるという話ではない。これは本当に例えば文鎮作業、文鎮をつくるんですが、一つの鉛からすってやるんですけれども、例えば、鯨の文鎮作成では、大体鯨の形にするまでに2か月かかるんです。とても苦しい作業なんです。ところがこれを一生懸命磨いて、ピカールで最後磨いていくと、きれいなものになるんです。それを見て少年たちというのはやっぱりものすごく達成感を感じるんですね。私はこの体験というのは、少年たちが社会では決してしていない体験なんです。ですから、そういう体験を職業補導の授業の中でも体得させる、体験させるというのは、実はものすごく少年院における職業補導の意義というんですか、意味があるというふうに思います。

それから、資格の問題で言えば、やっぱりもっといろいろな先ほど先生がおっしゃいましたけれども、いわゆる能力開発促進法に定めるところの10か月の切り目がありますね。10か月以上である、いわゆる職業訓練施設なんかですと、これは先ほど先生が東北少年院に行って見られたと言いましたけれども、10か月以下では特別教育しかできないんです。ところが、10か月以上の施設、職業訓練施設ですと溶接でもステンレス、アセチレン、チタンという軽金属の溶接技術が取れるんです。この資格をとったら、関係者が言いましたけれども、就職

率100%だと聞きました。

だから、そういうような資格取得というのを、実際に少年院でやっている基地があるわけですから、これをもっともっと活用できないか。東北少年院なんかで職業訓練施設では、もっと短期間でも取れる、もっと有効的な資格というのもあるんです。例えば、スプリンクラーの設置技士であるとか、プロパンの取扱であるとか、いろいろな資格があつて、非常に実用的で有効な資格というのがあるんです。こういうものを職業訓練施設がある種職業訓練センターみたいな側面も持たせて、そこに派遣して資格を取らせていく。成人矯正なんかの場合ですと、非常にスパンが長いので、いろいろな意味での資格を取らせることができるんですが、少年の場合ですと、1年であるとかどうしても短期間、1か月とか2か月、あるいは相当長期の2年という少年でも、やっぱり基本的にはその被害者への謝罪の念を深めるとかという教育目標がありますから、資格取得だけ取らせればいいのかという話でもないわけです。

そうすると3年とか5年とかというスパンの少年ですと、まさしくその訓練施設でそういう資格を取らせてまた戻すというようなことができるんです。そういう場合は、私は活用できるのではないかなと考えています。そのときには、制度ですね。これは生活訓練課程からV1という職業能力開発課程に変更しなければいけない。そうではなくて、その生活訓練課程というのを生かしながら、そういうような教育的な移送というんですかね。そういうものがやっぱり自由に簡素化してできればいいのではないかと。個人的にですけれども、こんな意見を持っています。

○毛利委員 移送は面倒なんですか。

○門脇院長 いえいえ、そうではなくて、制度上の問題で今はそういうことになっています。

○金子園長 女の子が比較的能力的にも制約がある、IQでいったら多分、70から80の人がほとんどというか、半分ぐらいはその辺に入ってきてしまうのではないかなと思う人たちが、何か月か勉強して取れる資格って実は余り役に立たないよと思うんですが、他にない。介護サービスをやっても実習場所もなく、なかなかとれる人もいないし、何よりも「職場の人間関係が…」と言って、1日か2日で辞めてしまう。それから、この間出院した子どもは、職場でいろいろな説明を受けたんだけど、それが理解できなくてもう嫌になったとして1日で行かなくなりました。それから保護司さんたちと話していると、少年院から出てきた少年は寝坊してすぐ辞めてしまうんだよというんです。ですから、その辺のすごく基本的なところというのを、もう一回きちんとやるべきではないかというのが一つあります。

それと、教科教育にも関連してきますけれども、いろいろな資格をとるときの基礎でもあり、

対人関係の基礎でもあるので、とにかく読む、聞く、書く、話す。これは徹底的に勉強するべきだと思うんです。そこは小学校と同じで、普段生活を持っている法務教官が国語の教育の力をつけることがすごく大事なのではないかなと私は思っていて、特別支援教育だとか、さっきの個別の問題とかというのも、私たちが聞く力とか、話す力を上げることで、大分改善されるのではないかと思います。職業補導と教科教育、そういう意味では切り離せなくて、基本的な教科教育、あとちょっと生活指導に戻るんですけども、感情を表す言葉を持っていないでいららする子どもが多いので、やはり言葉を学ぶということをたくさんさせることが、実は職業補導にもすごく役に立つのではないかと思います。

あと、CADだとか、コンピュータ操作とか、そういうようなところは成人の施設がやっているように、やはり専門的なところで最先端の機材を使えるようなことができれば、そういうことを導入するのもいいと思いますし、あと少年院ではやることがたくさんあって、職業補導の時間がってすごく短いんです。50分ぐらいやって休憩でお水飲んで、また50分ぐらいやって、はい終わりという感じで、これで本当に職業指導でいいのというのもあって、やはり思い切って東北少年院のようにやるところ、1日中やるということも必要があるかもしれない。

ただ、さっき言った余り実際の就職の役に立っていないかもしれない資格でも、少年院に入ってくるような子どもたちは今までとったことがないので、そこですごく自信をつけるし、試験とかそういうのは準備してやって認められるというプロセスがあるので、そのプロセスを経験して、とにかく段取りをつけて物事に臨むという経験をさせるというのはいいのではないかと思います。

○毛利委員 余り、役立つことばかり考えてはいけないんでしょうか。

○金子園長 漢検でもいいです。何か資格がついたら。

○毛利委員 成功体験として捉えれば。

○金子園長 そこにしています。

○門脇院長 その成功体験というのがものすごく私は大事というか、少年のアンケートを調査したり、いろいろ少年院で60人ぐらいの出院生にいろいろ面接したりとか、アンケートで統計というか、全部書き出してみたんです。少年院の中で心に火がつくというか、何をきっかけとして変わろうと思ったのかという話を聞くと、やっぱり先生の指導・助言なんです。先生に言われた言葉だとか、そういうものが多いんですが、それと同時に、達成感というのも多いんです。達成感って何かというと職業補導なんです。それとか漢字検定で何級とったとか、珠算何級とったとか、あるいは運動会でみんなでもって寮でもって戦って、そのときに一致団結

したことであるとか、あるいはそういう意味では役割活動であるとか、あるいは読書感想文とか意見発表会というのものもあるんです。自己表現力のない少年も多くいるので、そういう少年はそれをやることで、一度も人前で話すことができなかった自分が人前で話せたというんですね。すごく自信がついたと。こういう達成感というのは少年院の教育訓練の中に、すごくたくさんあると思います。それが自分でもできるんだと思ったときに、やっぱり心に火が灯るというんですかね。

先ほど来、いろいろなお話がありましたけれども、少年が心に火が灯らないと、自分自身の非行にも向き合えないし、相手の立場ということを理解することもできないんです。もちろん、自分自身に対峙することもできなんです。ですからこの職員の支えということを感じたときと、それから達成感というものを感じたとき、これを感じさせる環境作りというんですかね。私たちにはそれしかできませんけれども、そういうことが少年院の教育の中でのものすごく大事だと思います。

○岩井座長 職業補導というのはやはり少年院の教育期間というのは非常に短いので、刑務所のようにしっかりやるというのはかなり難しいという感じがしますが、そういう矯正教育といえますか、達成感を得させるという意味でも、非常に意味のあるものだし、やはり社会復帰を図る上で非常に戦力になるものですから、できるだけ子どもたちの役に立つようなものが入れられることがいいことだと思います。ですから、外部の先生なども積極的に受け入れてやっていただけるような体制ができればいいと思うのですが、外に出すということはできないのですか、出院準備のときだったらできると思います。

○門脇院長 それは実施しています。就労支援での面接のための外出などです。就労支援の少年院の流れというのは、入院と同時に説明をします。そして就労支援をやりますよと、やりますかと。やりますということになりますと、保護者の了解を得ます。保護者の了解を得てから今度はハローワークの方にその情報を伝え言います。こういった要望があるので支援をお願いしますと。そうすると、ハローワークの方から来ていただいて、職業情報の提供であるとか面接とかして、どんな職業を選びたいのかということになります。そして、それを在院期間中に受けに行く場合もあります。もちろん、出院してからその面接で終わってしまう場合もあるんですが、在院期間中に面接試験に行くというケースもあります。私が今いる小田原少年院では、2件ほどそういう例があります。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

やはり移送が必要ならば、その移送も実施していただければと思います。

○市川委員 職業は出院後に戻ってくる可能性を低くするために非常に重要なものだろうと思います。そうすると、短い時間だと伺ってびっくりしてしまったんですが、もっと重視していいのではないかと思います。今後、発達障害系の人は増えてくるとすれば、仕事が続くかどうかは能力の問題ではなくて、人間関係の問題なんです。あいさつの仕方からやっていかなければいけないと思います。教育では高等特別支援学校をつくっています。全員就労を目指して、IQ60から90ぐらいの方を対象にしています。就労のときのノウハウだけを教えており、朝あいさつすることとか、何かあったら電話してくるとか、基本的なことを教えています。

もう一つは、在院中に実際に行ってみて、仕事をやってもらって、顔見知りになってもらうことが非常に重要です。資格を取ることも重要だと思いますが、この資格を見ていると、女の子さんはどの資格を取るのかなと思いました。資格を取ることも重要ですが、就労が続くかどうかということを重視しないと、つまづいてしまうのではないかと思います。

○本田委員 今の市川先生の御意見につけ加えになるんですけども、就労支援のときに資格だけ取っても、実際の現場に行ったときに自分で仕事をするために材料を何を揃えて、一つのプロセスでやっていないですよ。多分、これは生活指導と一緒にできるのではないかなと思うんですが、何か一つのプロジェクトを自分たちが考えて、それを実践するためには何を集めてどうすればいいというのを、途中でもし失敗したら回復していくために謝るとか、違う材料に変えとかということも、疑似体験ではあるんですけども、一つのものをやり遂げるという意味では大事な一連の流れです。それが一人でやるのと集団でやるのとでいけば、チームの中での争いもあるし、そこの中でのいざこざの解決というのようになってくるだろうし、達成感にも結びつくと思います。

もう一つは、結構現場の中でトラブルを起こす少年たちの少年の家なんかの話を聞いていると、同時処理ができなくて、すぐにあきらめてしまう。例えば調理のところで、松屋とかいろいろありますよね。実名出しますが。裏のバックのところでやるのはもう五、六人分のを一遍に作らなければいけない。でもすぐに就職はできるんです。そういうアルバイトって。コンビニでもそうなんですけれども。そのときに1個ずつしかできなかつたら無理で、こっちから人が何か言っていて、次のことをやってという、そういうトレーニングってないですよ。溶接で一人でじっとやっているとか、コンピュータに向かって、CADでやっているが、それが現場とちょっとずれているような気がします。

だから、そういう日常の中で何か模擬的にいろいろな人と接して、自分が対応しなくてはいけない場面、同時に処理しながら、「すみません、待っててください。」と言いながら、こっ

ちをやるとかというような体験も必要なのであれば、例えば日常やっている調理実習の中の一連の流れの中とか、もう少し模擬的なものができるというような場をつくって、接客の練習みたいなものがあるとか、そういうようなものが出てくると、疑似体験で自分のもちろんその中の弱さというのも分かってきますから、少し出るまでに同時処理の練習をしなければいけないとか、やる前に予測しておかないと自分は時間も間違えてこんなふうに動いてしまうとかというのが分かれば、出てすぐにつまずいてやめてしまうということもなくなるのではと思うんです。

多分、この基本のところはできていると思うんです。ただ、社会に行くときの落とし穴のところに、もう一歩きめ細かい指導があると、就労としては続きやすくなるのではないかなと思います。

○広田座長代理 市川先生と本田先生のお話はそうだと思うんですけども、今、実際に人間関係についてはSSTとかやったりしていますよね。それからプロジェクトで言ったら、例えば行事をみんなでやるとか、それなりに限られた時間と資源の中でやっていると思うんですけども、何かもう少し特定のこういうものがあるとかという。

○市川委員 SSTをやったとして、そのSSTが応用が利かない人たちが多いのではないかと申し上げているのです。極めて現実的なことをやっていかないと、「勉強したはずなんですけれども」、という話になってしまうと思うんです。

○広田座長代理 もっと切羽詰ったような状況とか。

○市川委員 応用が利かない人は、実際にそのシチュエーションをどんどん覚えていって、パターン化してしまうのが効率的だと思います。

○金子園長 SSTのパターンも、そうたくさん学習する暇はないんです。あと、行事とおっしゃいましたが、肝心のダンボールを集めてくるのは法務教官の仕事なんです。

○毛利委員 お買い物からしなければいけないんですね。

○金子園長 はい。そこがとても苦しいところだと思っているんです。

○広田座長代理 限界は良く分かるし、不十分なものも良く分かるんですけども、では何をどうしたらいいのかというのが、なかなか手詰まりかなということなんです。

○金子園長 特別支援学校のそのビジネスクラスの例えば倉庫で品出しをするためにといたら、本当にちゃんとした倉庫があって、ちゃんとたくさんすごく現実的だし、厨房といたら、本当にステンレスの大きな本当に松屋の厨房みたいなのが設置してあるというんで、少年院はちょっと追いついていないかと思ったことはあります。

ただ、世の中の移り変わりに追いついていくほど、日本の国が少年院にお金をかけてくれるのかなとつい思ってしまうんです。

○広田座長代理 ちょっと思ってきたのが、例えば院外指導をもう少し何か広い範囲で、しかもいろいろな種類でやるように考えてみるとかいうのはできないのかというのが一つあるんです。ダンボールもらいに行くとか。

それからもう一つは、職業補導にかかわりますけれども、例えば外から人を入れて、その人にいろいろ何か教えてもらうとか。そのときに例えば企業の側からすると、いわば社員教育として少年院で教えてみるとかというふうにやれば、向こう側もメリットあるし。だから外から人を引き入れて、そこで何かいろいろなことをやらせてみるとか、そういうことも考えられるのではないかとかと思ってきました。

○金子園長 多分、院外教育については、院外職職業補導の補導先は、すごく不景気になって少年院の子どもまで雇って、結局一人、人をつけて教えてという、そういう暇がないとかといって結構少なくなっているのと、あと補導先から逃げてしまうような事件があると、できづらくなってくるということが重なっていて、私も青葉女子学園で何人か院外職職業補導を出しましたけれども、その前、1、2年は出せる子どもがいなかったからしていませんということだったので、やはり今すぐ院外にみんなで体験学習をしましょうというのは難しい。ただ、実際の職場で体験学習をするというのはすごくいいことだとは思います。

○岩井座長 職業補導、就労支援とも非常に困難なお仕事とお聞きしました。また基礎学力がやはりその前に必要だというお話しでしたので、ここでちょっと2点目の論点の、今後の教科教育、就学支援はどうあるべきかということに入りたいと思います。

教科教育課程という専門コースの置かれている一部の施設のみではなくて、一般少年院においても教科教育を充実させる必要があるのではないかとというふうに考えられております。高等学校卒業程度認定試験を少年院の中で受験できるようになったということですが、このような受験機会の拡充を図るとか、そういう基礎学力をつけるための教科教育、そういうものの充実のための何か御意見はございますでしょうか。

○広田座長代理 これは教育学者としてお願いしたいのですが、先ほど本田先生が言われたように、やっぱり基礎学力が重要で、それから津富先生のメモにもやっぱり書いてありますけれども、復学率がどんどん上がっているし、進学という選択肢を与えることは必要なんだということで、今の高卒認定の状況というのは、受かりそうな子どもとか、ある程度のところまで行っている子どもたちを、いわば認定試験に向けてやるような形だけでも、本当はもうち

よっと勉強できない子どもたちをちゃんとやらないといけないんだと思うんです。

だから、希望者は小学校レベルで、今自習とかやっていますけれども、一つは正規の時間にもっとしっかりやってもらえないものかということと、それからそこでは中卒認定とか高卒認定の試験をゴールにするという限られた子どもたちではなくて、もっと広い基礎学力をちゃんとつけてあげるというところを、プログラムの正規のものに組み込んでもらえないかと思います。

もし、それで人手が足りないのなら、高卒認定のどこかの少年院でやっていましたけれども、退職教員を外から来てもらって教えてもらうとか、そういうふうな外部の人材を活用すれば、無理ではないと思うんですけれども、どうですか。

○岩井座長 今回の教科教育の実情などについて、お話していただけますか。

○門脇院長 現状について、広田先生の指摘があったとおりだというふうに思いますけれども、先ほど金子園長がおっしゃったみたいに、結構やることがいっぱいあるんです。SSTもやらなければいけないし、職業補導もうやらなければいけないし。

基礎学力のない子どもには正規のプログラムとしてそういう時間帯をずっと入れるというようなことになると、職員指導者の問題、職員配置上の確保という問題や教育課程に定められている他の教育内容の実施上の調整が必要になってくると思います。いわゆる教育課程の5領域というのがありますが、そのペース配分というか、工夫、整備する必要があるのではないかと思います。

○広田座長代理 やっぱりまとまったカリキュラムをある一定期間教えるというのと、これはもうそれだけで膨大な時間がかかると思うんです。それで、前回のヒアリングのときに来ていただいた方が言われていますが、要するに勉強の仕方が分らないところからも浮いたりするんです。つまりピンポイントでちゃんとアドバイスをすれば、それなりに勉強の仕方、1週間なら1週間の間に自分で努力してみるとか、そういうふうなことはできるような気はするので、だからそれは職員がちょっと空いた時間に見るとかではなくて、少し学力の状況、つまりいつているのはどこかとか、勉強の仕方、この子どもは何がだめなのかとか、そういうことをピンポイントでつないでいって、学力への取り組みみたいなものが継続できるようにできればというふうに、そんなのはどうですか。

○門脇院長 それは実施可能ですし、現に実施していることもあります。個別担任が余りにも17、8歳で、小学校5、6年生ぐらいの程度の学力しかないという場合については、個別にいろいろなテストを作ってあげたりして、そして個別にいろいろと指導をしています。そうい

うのは可能だし、実施しています。

○広田座長代理 その対象を広げるとすると結構大変だから、それで外部の人材がきちんと来てもらってやっていけばいいのではないのでしょうか。

○毛利委員 関連したことなんですけれども、今お話を伺って改めて思ったんですが、例えば九州だと高卒、高校に進みそうな子どもとか、そういうのは福岡少年院というところに行くんですよね。門脇さんがいらした喜連川もそういう場所ですね。そういうふうには少年院の特色が矯正管区の中できちんとつくってあるんだけれども、少年には選択肢がないんですよね。自分からそこに行くという選択肢がないようになぜかできているんですね。

○門脇院長 それは多分、少年鑑別所の段階で、少年にも選択できますよ。

○毛利委員 それは反映されるのでしょうか。自分がその少年院で何をするんだと思って行っているのかどうか、その動機が処遇に反映されているのかという問題が、手前にもしかしてあるのではないかと思います。

○門脇院長 それは、教科とかそういうものについては自分が、職業訓練もそうですけれども、そういう自分自身の問題意識というか、やりたいという気持ちがないと、それは少年鑑別所の方でも指定しないと思います。

○金子園長 少年院出院後の進路が、高校でというような子どもだとか、そういうこととは調査官が家族の様子とか本人の希望を聞いて調査意見にも盛り込んでいるので、その中でE2課程がふさわしいのか、それとも一般の少年院に行って、そういった高卒認定とか自学自習でできるのかということを、少年鑑別所でもきちんと検討はしてくれているという感じです。

○川崎委員 例えば、その人の問題性などが非常に大きくて、何か個別の特別な対応が必要であるというようなことが明らかであれば、その人がE2の集団で高等学校の勉強をするということは困難でしょうし、その人の問題性の改善にもつながらないことになるので、少年鑑別所ではそういう処遇課程を選択しませんし、少年に対しても、こういうコースがあるけれども、あなたにその意向はありますかというようなことはあえて聞かないと思います。ただ、最近は少年鑑別所でも、居室に備える「しおり」の類が充実していますから、少年院にどういうコースがあるかということも「しおり」などに記載して情報提供している場合が多く、そうした情報を見て、関心のある少年が質問してくることが時にはあります。

少年鑑別所はそういうことも含めて、特に10か月以上の職業訓練を受ける場合と、高校の教育を受ける場合は、本人の能力と意欲というのを十分にチェックして、さらに保護者の意向も確認してから、その処遇課程に分類するという仕組みになっています。

○毛利委員 ただ、今伺っていて思ったのは、本人の希望している進路が強烈にあれば、プログラムの量がそっちの方が多くなるとか、そういう選択肢もあってもいいのではないかなということもちょっと考えました。

もう一点だけ。この高卒認定試験に関してなんですが、広島の高山というところにフジゼミというのがありまして、このフジゼミをやっているのが藤岡克義さんという方ですけれども、この人は非行少年なんです。10代の後半に交通事故を起こして死にかけたという人なんです。ぐれてゲーム喫茶の店長を10代のときにやっていたような人なんです。あるとき、自分の将来をどうなるだろうと思って、そのときにゲーム喫茶の店長のおばあさんに「あんたはこんなところにいる人じゃないよ。」と言われたのがきっかけで、高卒認定試験を受けてそして大学に行って、大きな企業に入ったという人なんです。

企業に入って数年して、自分と同じような人に大学に行ってもらいたいと思って、高山でゼミをつくられたそうです。今、多分、始まって5、6年なんですけれども、60人ぐらいの人が大学に行っているようです。要するに九九も知らないし、「This is a pen.」から始めるそうですけれども、そういう元非行少年の子たちが集まってきて、その子たちに懇切丁寧に教えて、そして大学に行かせるんです。

彼が言っているのは、高卒認定試験というのは意外と受かりやすい。それだけでは人生の目標にならないんだというんですね。やっぱり大学に行って、その後がいい仕事につけたときに、初めて今まで持っていたコンプレックスが全部消えるわけで、やっぱりそういう高い設定をしているので成功しているというのと、本人はやっぱり18歳ぐらいが少年たちが本当に人生をやり直さなければいけないと思うそういう時期だとおっしゃっています。なぜかという、周りの子どもが高校を卒業していくからだそうです。そのときにぐれていた少年たちが、やっぱりこれではだめだと思ったときに、本気になったときにだけ教えるということを、僕は聞いたことがあります。昨日もそこを出て、大学4年生になった方と会っていたんですけど、その藤岡さんという人ですが、僕は法務教官の人たちが酒を飲むだけでいいと思うので、どんなふうになっているのかをきちんと聞いて、知るということがやっぱり大切なのではないかなと思います。現に何年かの間に60人ぐらい上に上げているということなので、かなりのノウハウを持っていらっしゃると思います。

○岩井座長 どうもありがとうございます。

矯正教育について論じた文献などによると、作文指導とか日記指導なんていうのは、生活指導の中でやっていらっしゃるわけですね。でも、国語能力のような基礎学力的なものはそう

いうところである程度わかるわけですね。ちゃんと文章を書ける能力があるかどうかというふうなこと。それ以外の学力の向上を目指して、教科教育課程というのは特別に設けられているものなのでしょうか。

○金子園長 教科教育課程というのは、E 1というのが中学生、E 2が高校生、これは本当に教科教育課程としてやっているのは男子の少年院で、女子には実際にはそういう分校はないんですけれども。あとE 3が小学生ということで、そういった日中もずっと教科の教育を受けるコースというようなことで、そのほかのところについては、教科教育といってもサポート校に在籍している人などが、サポート校のレポートを夜間とか休日の自主学習の時間に個別、担任の先生に教えてもらいながらやっているとか、そういうような感じでやっています。

あとは、読書指導の時間があります。青葉女子学園だと朗読の時間というのがあって、そういうときに国語の学習をするとか、5領域の教科指導の中に補習教育というかそういったところがあるので、そこで自分のところの教育課程に取り入れてやっているということになります。

○岩井座長 達成感を得るということがものすごく少年の更生にとって大事だということなので、きっと教科教育というコースでなくても、いろいろな点で学習をさせるところは整っているということですか。

○金子園長 何人もの子どもたちが、「先生、勉強ってすると分かるようになるんですね。」って言うんです。高校へ行きたいと思えるようになったとか言ってくれるので、特に今、毛利先生が高認試験は受かりやすいっておっしゃったんですけれども、ですから努力すれば報われるという意味では、非常に少年院の子どもたちに手近な目標だと思うんです。1科目からでも受けられるので、全科目受かろうとしなければかなりレベルがあれっと思うような子どもも挑戦できるので、その目標の調整をしながら受けることはできる。

○広田座長代理 実際、どれぐらい、何割ぐらいがそういうことを目標にしてやっているんですか。

○金子園長 それはいろいろで、この間、榛名で73人いるんですけれども、十数人が高認試験を受けたいというふうに本人が手を挙げました。

○広田座長代理 言いたかったのは、その残りの人はどうしているんですかということです。

○金子園長 残りの人はその時間、本を読んだり、レースを編んだりしています。

○廣瀬委員 今、僕は大学院や大学で教えていますけれども、勉強の仕方を知らないとか、国語力がないなどということは、直接、見聞きするだけではなく、大学の先生方の間からもよく耳にします。学び方を知らないし、学ぶ喜びを知らないというような子どもが大学生でさえ増

えてきているようです。お話のあった、やれば分かる、分かればおもしろい、ということを感じさせてやるだけでも、それはすばらしいことで立ち直るきっかけになると思います。少年院でも、レベルに関わらず、全員に対して幅広く、そういう学び方の教育をやっていただければ非常にいいのではないかと思います。

○徳地委員 ちょっとお尋ねしたい点もあるんですが、先般、法務省の方から赤城少年院における教科教育とその指導という資料をいただいたんですけれども、この資料を見ますと、中学2年生が30%、それから中学3年生が70%ということで、うちの国立武蔵野学院の場合はこの逆で、中学2年生が70%、中学3年生が30%ということで入っております、平成10年に児童福祉法が改正されて、いわゆる施設長に子どもたちの就学の義務を課せられるということで、具体的には各施設に学校教育を実施しろというようなお触れが回ってきたわけなんです。

そういうことで、施設のある地元の中学校若しくは小学校の分校とか分教室ということでやっているわけです。もう既に12年経つんですけれども、実際、全国58施設あるうち、どのくらい学校が入ったかといいますと、パーセントから言いますと63%、58のうち37か所が一応入っているんですが、それまではいわゆる準ずる教育ということで施設の職員が午前中の学科指導から、午後の作業指導から、レクリエーション指導から、それから生活指導からといって、いわゆるユーティリティープレイヤーのようなことで、私自身も施設の職員というものは、何でもかんでも子どもと一緒に生活しなければいけないというそういうふうな自負心があったんですが、先ほど言いましたとおり、平成10年に法律が改正されて、それで施設に学校教育を導入しろということで、最初は随分抵抗したんですが、今から5年前に国立武蔵野学院も地元の分校ということで、やっと入りました。

女子の国立きぬ川学院は、その2年前ですからもう7年前に地元の学校の分教室ということで入ってきたんですけれども、実は今、いわゆる初等少年院ですね。多分、準ずる教室ということで、学校教育とは認めてくれないんですね。ということは、あくまでも教育委員会からの教員が派遣されないとこれは学校ではないんです。学校としては認めてくれないわけですね。

ということは、私がここで話したいのは、初等少年院が何か所かあるかと思うんですが、今後、法務省の考え方としまして、初等少年院の教科教育に関しては、初等少年院のある地元の方の分校もしくは分教室というような考え方がおありかどうかですね。なぜかといいますと、さっき言ったように、私はもう絶対そういうふうなものは必要ない。教官はすべてもう子どもと一緒にということがあったんですけれども、実際、ふたを開けてみると、さいたま市の教育

委員会から今5名ほど教員がみえているんですけども、まだ入ったばかりですので、向こうもそれなりの教員の方を選んでくるので、あくまでも生活指導、いわゆる武蔵野学院の方が中心で、そのサポート役が教員だという考えで、それがいろいろだんだん経過してきますと、学校教育の方が離れていきまして、余り有機的なつながりがなくなってくるというような傾向があるんです。

それで実際、武蔵野学院に5名ほど入れてもらったんですけども、やっぱり餅は餅屋で非常にいろいろなことを考えながら、いろいろなことをやってくれますし、それからまたいろいろなクラブ担当なんかも、クラブもたくさんあるんですけども、必ずそういうクラブに入ってきてまして、学校の場合は特に夏休みは教科指導がないんですけども、その場合、やはりクラブに入っていたり、あとは寮舎のサポート役に入っているいろいろな学習をしたりという、ふうなところでいい教員が入っているんですけども。

将来的にやっぱり初等少年院の考え方としまして、どういう形で、単に教官が教科指導をやったり、赤城少年院の資料を読みますと、そういうふうなことをやっているということなんですけれども、将来的にはどういうふうなことを考えているのか、お伺いしたいのですが。

○少年矯正課長 現行少年院法には少年院長が卒業証書を出すことができるなどの規定があります。現状を申し上げますと、収容している期間も一定の期間でございますので、可能な限り外部専門家の協力も得て、教官も一生懸命指導の努力をして、可能な限り学校教育に近い教育を施しております。

少年院長の卒業証書があっても、実際上は使い物にならないわけで、現状は、大部分のケースでは出身学校ときちっと連携をとりながら、在院中の指導の状況等をこまやかに提供しつつ、最終的には出身学校からの卒業証書を出していただいているという状況にあります。

現在の運用で、微妙なバランスといいますか、一定程度はとれているのではないかなと思うところもありますが、今後、少年院における義務教育の実施方法については、関係省庁とも連携し、しっかりと考えていかなければならないと考えております。

○徳地委員 少年たちの学習指導要録は、やはり少年院の方にひとまず持ってきてしまうわけですか。それとも出身中学校の方にそのまま置きっぱなしになっているんですか。

○金子園長 写しを送付してもらうことが多いです。

○徳地委員 写しを送ってもらうということですか。本物は出身中学に置いておく。

特に、私も校内暴力の非常に盛んなころにいたとき、学校の先生の方で退所をするとき非常に抵抗を示しまして、校長先生は、絶対戻ってきてもらっては困る、担当教員は、ぜひとも私

は生徒の面倒をみたいということで意見が2つに分かれまして、最終的には校長がそれでは一筆を書いてもらうよということで、もし帰ってきた中学校で1回でも教員に対して不適切なことをやったら、これはすぐ処遇変更ということでというようなこと、校長先生も何人かいたんですけれども、少年院の場合はあれですからね。そういう校内暴力が盛んなころ、いろいろな大変な状況はあったかと思うんですけれども、何かこの辺のお話をちょっと聞かせてほしいんです。

○門脇院長 校内暴力した子どもが少年院に来るので、その子どもがまた同じように、校内暴力というか、荒れるということはそうはなかったです。ですから、学校の先生方が見学に来ると、何であの子どもがちゃんとやっているんだろうみたいな、それは決して毛利先生の言うような服従な関係ではありませんが、信頼関係に基づいて変わるということです。

○市川委員 病院も院内学級を持っています。学校とのやりとりで、同じようなことが十何年前はありました。「『1回でも暴力を振るうようだったら、学校に戻ってこないで欲しい。』なんていったら、永久に退院できません。」と申しあげていました。教育委員会にあげると、教育委員会の方で、「すみませんでした。」ということでした。

システムの問題が違うかもしれませんが、初等少年院は義務教育年齢ですよ。

○徳地委員 はい。

○市川委員 何とか義務教育の延長線上に置かなければまずいんじゃないんですか。人権の問題ではないですか。

○徳地委員 そうですね。

○市川委員 それは早急に何とかしていただいたほうがよいと思います。病院の中の学校も、多くのところは文科省の教官が来て、そのまま出席日数は換算できるようになってます。してもらわないと落ちついて治療ができないという話の延長で、落ちついて少年院の中で暮らせないということになりませんか。

○門脇院長 高卒認定の件についてです。受験をしたいんだけど、保護者が非常に協力的ではなくて、単位取得証明であるとか、住民票だとかというのも、好きにしろみたいな。来ないんですね。本人が受験したいと言っても。あとお金を入れてくれないとか。そういう問題があって、結構それで引っかかって受けられないという、一生懸命生活していて自分の将来を描いているんだけど、できないという子どももいるんです。ですから、そんな意味では在院証明があれば住民票はいらないとか。当初、私がちょうど川越少年刑務所にいたときに、文部科学省の課長さんたちとそんなことで高卒認定を入れるというようなことで、お話をしたこと

があるんですけれども、そういうイメージをつくっていたんですけれども、あとは無料化というんですか。お金は将来的には何年後にはとらないみたいな話もあったんですけれども。ぜひとも、何かそういう少年も受験できるような、手続をもう少し簡素化するとか、実際に少年院にいるわけですから、その在院証明で足りるとか、何かそういうような道が開ければいいなということを非常に強く思います。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

教科教育、本当にやはり成長過程にある少年たちですので、本当に基礎学力が必要なので、また向学心に富んだ子どもたちの支援が少年院でもできるように、そういう高卒認定試験の受験などというものも希望すれば受けられるというような体制が整えられるといいと思います。そして、外部の先生なども来てくださる方を活用できるならば、できるだけその方法を模索すべきであるというのが、皆さんの御意見だったと思います。

それでは、非常に長時間にわたりまして、皆さんお疲れさまでした。本日はこれで閉会いたします。

次回の第5回会議は、5月19日水曜日、法務省において、少年院における処遇体制の在り方について議論いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

午後5時07分 閉会